

1 水道局関係分

(1) 付託事件審査

①議案第49号 平成27年度光市水道事業会計補正予算(第1号)

説 明：宮崎業務課長 ～別紙

質 疑

○土橋委員

直接ここにと言うのではなしに、その他でも良かったのですが、その他でなければいけないと言われたらそうしますが、いわゆる給水量ですか、配水量ですか、送る側の推移、何ですか、話聞いたら、今、50万トン近く減っていると、市民が使わなくなっているというような話を聞きますけれども、これ、今後、どういうふうな形で見込んでおられるのかっていうのをお聞きしたらと思います。

○福島水道局長

その他の項でお願いします。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他(所管事務調査)

報告：①平成26年度光市水道事業決算見込みの概要

説 明：福島水道局長 ～別紙

質 疑

○土橋委員

先ほど言った、いわゆる給水の減少の原因と今後の推移みたいなものがわかれば教えていただきたい。

○福島水道局長

平成23年に水道料金を改定いたしまして、22年度の実績から26年度の実績を差し引きますと、約45万トンの減少になっております。一般家庭が大きな減少の要因でございますが、約45万と申しますと、金額にして5,000万円ぐらいです。一般家庭使用水量の減少は底がまだ見えてない状況でございます。この要因としましてはいろいろあると思

ますが、一番大きな要因は節水器具の普及でございます。省エネタイプの洗濯機なり、トイレがあげられますが、昔のロータンクだったら14Lぐらいの水が一気に流れ出ていたわけですが、最近のものは4.5Lで、大便流すものもあります。節水型社会への移行ということで、今後、水需要については大きく伸びることは大手企業とか水を使う企業が来ない限り、なかなか難しいのではなかろうかと。これに、加えて人口減少というような形になってきますので、例えば人口が2割減れば、水道事業は20%のマーケットを失うわけでございます。そしたら、20%の料金値上げをすれば、水道料金がそんだけ入ってくるのかといいますと、これは、そうはいかないと。やはり25%ぐらいの値上げでないと、同じ10億円の収益があっても10億円入らないという形になりますので、やはり今後の経営については内部経営努力をしながら経費の削減等を行って、料金値上げにならないような努力をしていかなければならないと考えております。

○森戸委員

1点だけ。熊毛の送水工事の受託収益で、26、27、28年の3カ年だったですか、トータル工事の5%、今回も補正もそうですけれども、約5,500万円が受託工事収益として入ってくるということでした。その工事の受託収益に関しては、老朽管の更新に充てますよというような回答を今まで委員会でもされてきていると思うのですが、老朽管の更新に関しては、この収益が入ってきたことによって今までの、通年何kmかわかりませんが、更新していた部分が加速化されたのか、それとも、単に財源に充てているのか、その辺はどうなのですか。老朽管更新の計画とあわせもってお示しをいただけたらと思います。

○福島水道局長

熊毛の事務費についてはこの3年間で5,800万円ぐらい入ってきております。これは純利益として計上いたしております。民間企業では、純利益が計上されたらこれはもうけなのですが、水道事業の純利益っていうのは、それは資本的収支の、要するに施設改良費に充てる、要するに必要額の原資なわけです。ですから、収益的収支で収支がとんとんというのは赤字のことなのです、水道事業で言えば。公営企業の中で言えば。そういう中で純利益を計上し、それを建設改良のほうに回して、補填財源として使用しておりますが、ただ、配水管、老朽管整備の関係については、水道ビジョンでお示したように、毎年5km、去年は、5,200mやっておりますが、それを基準にしながらきっちり老朽管更新をやっていくと。その財源につきましては、要するに企業債に全て頼るのではなく、これも水道ビジョンの中で全部委員さんにお渡しした内容でございますが、50%は自己財源を使うという方向でやっておりますので、それはきちっと守りながらやっております。ですから、23年度、企業債が相当、64億円程度ありましたが、この4年間で企業債は約5億2,000万円減っております。そういう形で、今後の経営を見据えながら、そういう方向で経営していきたいと。さらに、事業をとめることなく、老朽管更新は着実に図っていきたいと考えております。

○森戸委員

わかりました。自己財源として使ったということの理解だと思います。

それと、おさらいなのですが、老朽管更新の計画といたしますか、どのぐらいやって、今、どのぐらい進んでいるのか、その辺のところがわかれば教えてください。

○田中水道局次長兼工務課長

老朽管更新に関しましては、現在、耐震化率が32.4%、これは耐震管そのものでございます。今、厚生労働省が示しております管種の耐震管で言えば、約60%弱ぐらい進んでおると思います。いずれにしても、この投資は将来、経済効果として返ってくるものだと思っております。

○森戸委員

わかりました。

それと、光市は非常に空き家が多いということで、3,500ぐらいあるうちの半分は一般家庭ということで、持ち家ということで、持ち家比率も非常に高いということで、今後、空き家の増加っていうのがかなり早いペースで進んでくると思うのですが、要は、水道としてつないでインフラ整備をしたにもかかわらず、それを上回る、恐らく収入が入ってなくなるといふような現象が起きてくるのではないかと思うのですが、その辺の部分は、先ほどの人口減少プラス加味される条件なのかなというふうに思いますが、その辺のところはどのようにお考えでしょうか。

○宮崎業務課長

今の委員さんが言われましたことは、私ども水道事業も含めて全国水道事業者が抱える大きな問題でございまして、新聞等でもありました山陽小野田、宇部の流域での施設統合並びに事業統合というような協議を始めていくというようなお話も、この動きの背景にはそういうものがあるのだらうと思っております。当然、光市につきましても、今後、人口減少、少子高齢化に伴いまして給水収益が減少していくと見込んでおります。それと併せ、高度経済成長期に構築いたしました施設の更新期を迎えます。これは莫大な事業が見込んでおりますが、これをいかに乗り切っていくかというのが私ども水道事業、全国の水道事業の課題でございまして、その辺につきましても、持続可能な水道事業を目指し、それぞれがそれぞれの形でこれから示していくのだらうと思っておりますが、私どもにつきましても、今、策定をしております水道ビジョンの中で、しっかりその方向づけをしていきたいと思っております。

○森戸委員

私も前から言っているのですが、やっぱり定住策として光市のおいしい水ってというのは非常にPRといたしますか、武器になると思いますので、ぜひ積極的にそのおいしさを発信していただけたらと思います。

○畠堀委員

以前の委員会でもお伺いしたのですが、今、少し話が出ましたが、光市の地域水道ビジョン、光市水道光合成プランについては、国の方針の変更に伴って、光市においても見直しを行っていくのだということでお話を伺っておりましたけども、その後の取り組みの進捗なり、今後の予定についてスケジュールがわかれば教えていただけたらと思います。

○宮崎業務課長

今年度、4月に水道ビジョンの担当の係を設置いたしまして、本格的に新水道ビジョンの作成に取り組んでおるところでございます。取っ掛りとしたしまして、職員に対する意識アンケート、ビジョンに対する意識アンケートを行いました。今後につきましては、職員のビジョンに対する意識がある程度把握できましたので、今回の、国が新たに作り出した新水道ビジョンの背景やこのビジョンの重要性などについて、まずは職員に研修を行っていききたいなと思っております。その後におきましては、現行であります水道ビジョンの中で、今後、必要があるもの、ないもの等々を精査していききたいなと思っております。その後には、厚労省新水道ビジョンでは安全、持続、強靱といった3本の柱があるわけでございますが、その支援プログラムといたしましてアセットマネジメント、水安全計画、BCP、これは事業継続計画になるわけでございますが、そういった支援プログラム等を作成いたしまして、それぞれを組み合わせまして、28年度中には作成を完了していききたいと思っておりますが、これは、今後の水道事業を示す将来の道標になるわけでございますので、私どもとしては期限にとらわれず、実効性のあるものにしていききたいと考えております。

○畠堀委員

ありがとうございました。先ほどの局長からのお話もございましたように、これから先の厳しい中での水道事業をどういうふうに展開していくかという非常に重要な方向づけになるものだと思いますし、しっかり検討いただけたらと思います。また、でき上がった段階で協議をさせていただけたらと思います。よろしくお願いします。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

2 病院局関係分

(1) その他 (所管事務調査)

報告：①平成26年度光市病院事業等決算見込みについて

説 明：西村病院局経営企画課長兼新光総合病院建設副室長 ～別紙

質 疑

○加賀美委員

大和総合病院では訪問看護を実施しているわけでありますけれども、この収益の中身、全体の損益はどういうふうになっているか、わかる範囲で説明していただけたらと思います。

○小田大和総合病院業務課長

26年度の訪問看護の収入額は、約340万円でございます。それに訪問看護に必要な費用といたしましては、看護師が2名ほど専従で訪問看護をしておりますので、それと、あとは事務経費、ガソリン代等を加えまして、年間で約1,000万円程度費用がかかっております。

○加賀美委員

もちろん病院の性格上、利益優先ではないわけでありますけれども、全体的に見て損益分岐点がチャラになるのは大体いつごろぐらいを見込んでおられるか、ここらあたりがわかれば教えていただきたいと思います。

○小田大和総合病院業務課長

当初試算としましては、3年目ぐらいで収支が均衡になるというふうに試算しております。

○加賀美委員

わかりました。

○畠堀委員

インターネット等に出ておりますけれども、このたび自治体立の優良病院の会長表彰ということで光総合病院が受賞されたということで、事業管理者を初めとする従業員の皆さんの日ごろの取り組みというものが成果に結びついているのではないかとということで、心から敬意を表したいというふうに思います。

その上で、今も決算見込みについてお話がございましたが、この表彰については、あと1年継続すると大臣表彰というようなこともあるようでございますが、このたび、やっている方のモチベーションにもつながると思いますが、このあたりの会計の仕組みの基準の変更に伴う影響って何かあるのでしょうか。

○西村病院局経営企画課長兼新光総合病院建設副室長

このたびの会計制度の改定でございますけれども、今までなかったもの、今回それが変わったもの、特に退職給与引当金、これらの引当金が制度化されて、これが義務づけとなりました。これがまず、費用がプラスになる要因がございます。ただ、先ほどもちょっと申し上げましたけど、長期前受け金戻し入れ、これ、収益のほうでございますけれども、これ、今までは計上はされていなかったのですが、これがこのたびから収益として上がってくることになりましたんで、これがプラス要因になります。それら勘案し

ますと、若干プラス要因のほうが大きいのかなという気はするのですが、今までどおりの収支でいけば、来年度も明るい見通しになるのではないかと考えています。

○畠堀委員

ぜひ良い方向で、一丸となって取り組んでいただけたらと思います。

その上で1点、御質問させていただきます。病院の経営につきましては、行動計画等でも経営の効率化に努めて、経営基盤の強化を図ると方向性が出されておりますし、一方で、具体的な取り組みといたしましては、光市病院の事業改革プランというものがこれまで具体的に取り組んでおられたと思います。ただ、これは期間が定まっております、平成25年度までの5年間という形になっておりましたので、こちらのほうについても既に終了しておると。今年3月に新しく病院改革の推進について通知が行われておまして、新たに策定された公立病院改革ガイドラインというものを踏まえて、今後さらに、新たに取り組みを進めていくという形になっておるわけですが、光市として、公立病院改革ガイドラインに対してどのような対応をしていくのか、お考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

○田村病院局管理部長

病院としてということで、私のほうからお答えをいたします。

先般の一般質問でも若干御答弁の中で、改革ガイドラインが3月に示されており、4つの視点、新たに地域医療構想を踏まえた役割の明確化というのが一つ加えられております。それと、これにつきましては、一応策定期間でございますけれども、一般質問ではお答えはしておりませんが、平成27年度から28年度にかけてということ国のは言っております。これが、一つは、今、地域医療構想というのを先ほど申し上げましたけれども、これは山口県、都道府県が策定するものでございますけれども、これが平成27年度が目途になっておりますので、ある程度、そういった地域医療構想、要するに県の構想がまとまった後に動くのがいいかなと思っております、一応今、28年度にかけて策定をし、計画の終期は平成32年度でございます。

○畠堀委員

平成28年度にかけてということで、スケジュールについては理解いたしました。特に、これまで取り組んでおられた光市の病院事業改革プランというものへの取り組みというのが今回も成果としてあらわれているのではないかとと思いますが、この5年間の取り組みについては、また、改めて総括もされた上で、新しいプランというもの、策定に移られるのではないかとしますので、また、そのあたりのタイミングが来ましたら、また、そのあたり含めて御質問させていただきたいと思っております。ありがとうございました。

○磯部委員

先ほどの畠堀委員さんの分で、ガイドラインのこの分は28年度と目途をされてらっしゃるとお聞きしました。私も一般質問の中でお聞きしましたが、改定の内容、変

わった内容のものはその1点だけということで、ほかのものは従来のとは変わらないということで、じゃ、そのスケジュールのある中で全体の4つの視点っていうものを、新しく加えられたもの、プラスアルファ従来のものもあわせて、もう一度検討して、新しいそういうものを、皆さんにお示しするという事で理解してよろしいのでしょうか。

○田村病院局管理部長

私も今、ガイドラインを読んだところでございます。3つの視点、これは従前の3つの視点ですけれども、今回、若干違っているのが、指標については、病床利用率だとか、そういったものは入っておりませんが、ただ、経常収支比率だとか、そういったものはございますけれども、経営の効率化ということである程度の数値の目標というか、そういうものは入っていましたので、そういうものは掲げていくことになろうかと思えます。

それと、再編ネットワーク化、経営形態の見直し、ここにつきましては、特に光市病院局の場合は、前回、再編ネットワーク化ということで、光、大和両総合病院をあいいう形で機能分化をさせていただいたとていうことがございます。これがまた、新たな次の、今回の新改革プランの中でどういうふうに反映していくかっていうのは、ちょっと私、今のところの中には構想ございませぬし、経営形態の見直しにつきましても、前回、あり方検討会の中で、これは全適でというふうな答申もいただいた中で、現在そういう形で流れてきたという経緯がございますので、これを今後どうしていくかというの、また、病院局の中で、光、大和両病院も含めまして検討していくことになろうかと思っております。

○磯部委員

随分前からこの協議はしておりますし、その点だけ、私も申し上げているわけではなくて、改めてガイドラインというものが示されて、今後、開院までの間、そのガイドラインの中身を検討する中で、やはり10年、非常に医療の現場も変わってきておりますので、先を見越してどのような経営の効率化、ただ、効率だけでよしではないと思えます。光市らしい、そのあたりの優しい、市民の皆さんに、患者さんに本当に優しい病院づくりとして、よい病院という言葉が非常に未来を感じられるなと思っておりますので、そのあたりも含めて、すばらしい、市民の皆様につくってよかったと思っただけのように、そのあたりの協議も改めて、同じ結果であろうともやるべきではないかなという思っております。そのようにお願いをしておきたいと思えます。

そして、その他ですので、ちょっと確認だけをさせていただきたいと思えます。一般質問の中でも若干触れましたけれども、その時期は、まだ建設基本設計のその業者さん、そのあたりは質問していいですよ。（「いいですよ」と呼ぶ者あり）いいですね。今回の新たな基本設計の決定が23日にホームページ上で公表されておりました。これは公のもので問題ないと思えます。昭和設計さんという名称も出していいと思えますけれども、私も一応ホームページでも見させていただいて、非常に歴史のある、そして、多岐にわたるそういうものを実績としてお持ちになって、市立病院であれば八尾市立病

院でしょうか、それを手がけてらっしゃると見まして、早速八尾市立病院の中身をいろいろ見させていただきましたが、うちよりも100床以上、もう150床ぐらい多い、380ぐらいの病床であったかと思っております。その中を見たわけではないのですけれども、今そのあたりの確認ですか、その昭和設計さんに対する、ここでこういうことを聞いてはいけないのかもしれませんが、その後に整備支援業務という応募が横並びでありました。基本設計の業者さんとしっかりとコミュニケーションをとりながらこのあたりやっていかなきゃいけないと思っておりますので、まずは、どれぐらいの応募があったのか。基本設計の場合は5社というふうに聞いておりますけれども、今回の整備支援業務の応募者というのは何件ぐらいございましたでしょうか。わかる範囲で結構でございます。

○都野光総合病院事務部長兼地域医療連携室長兼管理部光総合病院建設室長

現状では、応募数はお答えをできない状況でございます。御了承をお願いします。

○磯部委員

わかりました。では、今、微妙な段階ということで厳選なそのあたりのこと、仕様書なんかも、全部見させていただきましたが、非常に多岐にわたるものがございますので、そこは真剣に、きちんと審査していただけるものと思っております。

では、もう決定されました基本設計のときに、応募というものは5社というふうにお聞きしておりますが、どのようなところから応募があったのか。この昭和設計さんっていう大阪の本社、大阪というふう聞いておりますが。

○都野光総合病院事務部長兼地域医療連携室長兼管理部光総合病院建設室長

ホームページでも公表させていただいておりますが、特定者になった昭和設計のみを公表させていただいております。ほかの4社は公表をしておりませんので、それは御勘弁をいただきたいと。

○磯部委員

それはどういった理由で、これは公表にならないのかという。別にそれを追及するつもりは全くないので、どのような業種の方、業種といたら失礼ですけども、どのようなエリアの方、どういうところから申請があったのか参考までにお聞きしたいと思っております。

○都野光総合病院事務部長兼地域医療連携室長兼管理部光総合病院建設室長

応募は、応募条件としまして、一般病床200床以上の設計の経験を有するとか、そういう条件を課しておりますので、やはり全国展開をしている設計事務所で、やはり本社が東京であるとか大阪であるとか、そういうところの設計業者5社でございます。

○磯部委員

わかりました。これから地元の皆さんの、地元というか、一般質問でも申し上げましたけれども、箱物は同じだとしてもやはりその職員というものは全て流れも地域性もいろいろ違いますので、同じものであるべきではないと思っておりますので、そのあたりの基本設計の業者さん、しっかりした業者さんがとっていただいたと思っております。そして今度、整備支援のほうもそのあたりのコミュニケーション、そして部局内の職員さんのやはりいろいろなことをしっかりと聞いて、それを具現化していただくような重要な、年度であると思っておりますので、あえてそのあたりを確認の意味でさせていただきました。済みません。別に、ほかの意図があるわけではございませんので、今後ともそのあたりで、わかることはしっかりと私たちのほうに説明をいただきたいということをお願いしておきます。

今年度のことですか、光、大和で新しい新年度事業として、メンタルヘルスケアの取り組みを月に1回行うという3月議会でお話がありました。特に医療の問題、医療現場のところは非常にいろんな患者さんが来られたり、職業にしても三交代、二交代、24時間体制でいろんな業務を行ってらっしゃるところでございますので、そのあたりの現状をまずはお聞かせをいただきたいと思っております。

○田村光総合病院業務課長兼新光総合病院建設副室長

メンタルヘルスに対する取り組みでございますが、まず、セルフケアとラインケアというのを設けております。セルフケアにつきましてですが、今年度より従業員の支援プログラムサービスを行う業者と委託契約を結び、職員が無料で臨床心理士と相談を行う体制を整えております。この4月から開始しておりますが、4月に説明会を兼ねたメンタルヘルス研修も実施しております。月に1回、臨床心理士が病院を訪問し、1人が40分程度の相談を受けることができます。また、電話での相談も可能となっております。相談内容は病院には報告されません。

続いて、ラインケアについてですが、平成24年度と26年度に所属長を対象とした管理監督者研修を実施しております。職員に変調があった場合や休職に至った場合、職員が職場復帰する場合の対応などについて研修を行っております。現在、病院の労働安全衛生委員会の中で、心の健康づくり計画を作成中です。その中でも所属長、それと、産業医、委託した臨床心理士、それと担当部署である業務課のおのおのの対応を明記しまして、職員の心の健康づくりをサポートしていくことにしております。

○磯部委員

まだ始まったばかりなので、以前からこのあたりのことも十分制度改正があったから始めたというわけではないと思っておりますので、しっかりやっていただきたいなと思っておりますが、これは4月に説明があって、これは、じゃ、臨床心理士の先生に直接相談の連絡を自由にできるという、アポをとれるということですね。

○田村光総合病院業務課長兼新光総合病院建設副室長

直接相談を行うことができるのですが、ただ、予約をとる必要があります。この予約

は病院の職員が間に入る必要があります。臨床心理士の方からやはり人事とかにかかわらない職員がいいということで、業務課の職員なんですけど、1人、秘密を守れるような職員を当てております。

○磯部委員

わかりました。これは、とても大切なところであると思いますので、その内容は病院のほうにはわからないということで、やはり心の、安心していろんなことが話せるという体制を今、とられているというふうに認識いたしました。これが確実なケアになるように、ぜひ進めていただきたいと思います。

そしてもう一つ、今はセルフケアの部分ですが、今度、ラインケア、これは、今さらって言われましたけれども、非常に重要なところであります。これは管理職でありますけれども、管理職の研修ということで、具体的にどのような研修なのでしょう。これは、やはり職員さんの顔色ではないですけども、何か疲れているのではないか。何か問題抱えているのではないか。いろんな面でそれを、空気を感じなければならない非常に大切な管理職の役割があると思っております。このあたりについてどのように考えてらっしゃいますか。

○田村光総合病院業務課長兼新光総合病院建設副室長

先ほどお答えしましたけど、平成24年11月に看護師長、各課の課長、それと係長及び看護副師長などが参加しまして、21名の者が参加しております。ビデオ研修でございましたが、そのときは休職した職員を復職させる対応の仕方とか、なるべく早目に変調に気づいて声をかけていく方法とかについて研修を行っております。26年度でございますけど27年の1月には対象者は一緒でございますが、14名が参加しまして、今度は講師を招きまして、山口県のほうで委託しておられる山口県総合、ちょっと詳しい名前を思い出せませんが、県の関係で派遣していただいた講師の方に行っていただきまして、総合的に管理監督者が気をつけることについて説明をいただいております。

○磯部委員

なぜ、しつこく聞くかといいますと、こちらの一般職の一般会計のほうのこちらの本庁の方は、メンタルヘルスケアということで人材育成の部分で随分取り組まれていると思います。病院もさらに専門職の方や病んだ方が命にかかわる、そういった患者さんが来られる職場でもございますので、普通の職場以上に非常にいろんなことがあるのではないかなと推察しております。その中でやはり職員さんが働きやすい環境であるということは、患者さんにも本当に寄り添える、そして、温かい看護、事務所の人にしても医師にしても看護師にしても心遣いができるのではないかなと思っております。体調管理が一番大切なところだと思いますので、今後はラインケアに本庁と一緒にしっかりとやっていただけるようお願いを申し上げます。

○木村（則）委員

プロポーザルに関して、関連でお尋ねしたいと思います。

まずは、今回の委託業者の概要について紹介していただきたいと思います。

○都野光総合病院事務部長兼地域医療連携室長兼管理部光総合病院建設室長
株式会社昭和設計でございますが、事務所の所在地は大阪市にございまして、業種の分類といたしましては、今回、募集で定めておりました建築関係建設コンサルタントのAランクを取得しておる業者でございます。

○木村（則）委員
規模だとか、そういったところの御回答はありませんか。

○都野光総合病院事務部長兼地域医療連携室長兼管理部光総合病院建設室長
従業員数は約200人、資本金は約6,000万円でございます。

○木村（則）委員
これまでこういった設計の実績があるかっていう概要はお示しできますか。

○都野光総合病院事務部長兼地域医療連携室長兼管理部光総合病院建設室長
市立宇和島病院でありますとか、勤医協中央病院、それから、社会医療法人同仁会耳原総合病院、こういうものの実績を提出しております。

○木村（則）委員
わかりました。今回、公募の情報のリリースというのは、情報をどこに向けて発信したかっていうことを改めてお尋ねしてよろしいでしょうか。

○都野光総合病院事務部長兼地域医療連携室長兼管理部光総合病院建設室長
市のホームページに掲載をいたしました。

○田村病院局管理部長
ホームページも当然出しておりますけれども、建設業関係の業界紙がございまして。これに3誌ほど出しました。

○木村（則）委員
いわゆる設計事務所が幾つか、いろんな財団だとか協会だとか持っていますけれども、そういったところには直接情報としては出してないですね。わかりました。
じゃ、今回のプロポーザルの審査についてお尋ねしてみたいと思いますけれども、どのような審査項目、幾つぐらいの審査項目、主なもので結構ですけど、改めて紹介をいただきたいと思います。

○都野光総合病院事務部長兼地域医療連携室長兼管理部光総合病院建設室長

審査は、1次審査と2次審査を行いまして、1次審査では、その事務所の能力ということで業務の実績の提出をお願いしました。それから、担当チーム、要は基本設計を受けることになった場合のチーム編成をしたときの、そのチームの能力ということで、管理技術者、建築の主任総合技術者、そういう方々の実績、それから、経験年数、そういうものも判定の対象としております。それから、担当チームの対応ということで、業務の受託することになった場合の業務の実施方針、あるいは、こちらが提案いたしました敷地の利用計画、あるいは環境保全、省エネに関する提案、それから、病院建設に関する経費の提言、それから、工期短縮に関する提案、こういう提案内容について審査をしております。

それから、2次審査につきましても、1次審査で出しました技術提案書、これを再度プレゼンで説明をいただいて、担当チームの対応能力、取り組み意欲、そういうものについて審査をいたしております。

○木村（則）委員

確認ですが、最終5社の中からですけど、1次審査のときは何社だったのですか。

○都野光総合病院事務部長兼地域医療連携室長兼管理部光総合病院建設室長
5社でございます。

○木村（則）委員

じゃ、1次審査の際に5社応募があつて、1次審査、5社全てが通過して、2次審査に至つたということによろしいですね。

最後に、今回落札したといいますか、設計業者の審査の結果ですけれども、ここがつまり選ばれた理由ということなのですけども、そのあたりをお示してください。

○都野光総合病院事務部長兼地域医療連携室長兼管理部光総合病院建設室長

これは、審査基準にも書いておりますように、総合得点の最も高かつたものということで、ただいま申し上げました1次審査の得点数と2次審査の得点数の最も高かつた業者を特定したということでございます。

○木村（則）委員

当然、総合点での結果だろうとは思いますが、この事務所が特筆すべき何か特色なんかはありましたでしょうか。

○都野光総合病院事務部長兼地域医療連携室長兼管理部光総合病院建設室長

これは、審査会の中での委員さんの持たれた感想でございますが、医療技術者的な動線とか、そういうものがすぐれていたと、審査会場におりましてそういうふうにとめました。

○木村（則）委員

わかりました。ちなみに、審査の項目なんかに、例えばデザイン性だとか、そういった審査項目っていうのはなかったのですよね。

○都野光総合病院事務部長兼地域医療連携室長兼管理部光総合病院建設室長

先ほど申しあげましたように、特にデザイン性というものに特化したような提案は求めておりません。

○木村（則）委員

わかりました。最後に、この議会に対しては、次、どのような情報がどういった時期に示されることとなりますでしょうか。

○都野光総合病院事務部長兼地域医療連携室長兼管理部光総合病院建設室長

基本設計の最終案ができた段階でお示しをするというような状況になると思いますが、まだ、特定者が決まった段階でございまして、これから特定者と、市としての仕様を固めて契約をして、それからスケジュール等も調整いたしますので、先ほど言いました案が決まった段階というのがいつごろになるかというのは、ここでは申しあげられません。

○木村則夫委員

とはいうものの、大まかな予定っていうのはありますよね。予定で結構なのですけれども。

○田村病院局管理部長

一応今、部長が言ったような状況でございまして。一般質問のほうでもお答えをちょっと差しあげましたけども、契約期間が明年の3月25日ということになっております。進捗状況っていうのも、今ちょっと図りかねておりますので、契約の問題も含めて今後ということになりますので、ある程度のものができ上がればお示しをするということにはなろうと思っておりますけども、それを今現在、いついつっていうことは、申しわけございません。

○木村（則）委員

わかりました。もちろんじっくり取り組んでいただきたいとは思いますが、今年度末までということの理解でよろしいかと思っております。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

2 福祉保健部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第53号 光市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

説 明：杉岡子ども家庭課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第47号 平成27年度光市介護保険特別会計補正予算（第1号）

説 明：中邑高齢者支援課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

質 疑

○畠堀委員

4点ほど質問をさせていただきます。

まず初めに、介護予防ケアマネジメントを初めとする4つの事業を行う中核的な組織であります地域包括支援センターについてですが、こちらのほうについては、以前にいただいた資料の中にもありましたが、日常生活圏域ニーズの調査結果では、認知度は4割程度ということで、周知が低いという状況になっております。この地域包括支援センターの周知に努めていくということで方向性を出されておるわけですが、その中で、パンフレットの作成、配布等による認知度の向上に取り組むというようなこともうたわれておりますが、具体的にどのような取り組みをされているのか、考えておられるのか、そのあたりについてお伺いしたいと思います。

○堺地域包括支援担当課長兼地域包括支援センター所長

地域包括支援センターの周知についてでございますが、先ほど委員も言われましたように、地域包括支援センターの内容等をお示ししたリーフレットを作成し、関係団体への配布、医療機関であったりとか、介護保険施設、その他の公民館等に配布をしたり、

市広報に特集記事を掲載したり、「創りんぐ光」という出前講座のメニューを見直したり、地域包括支援センターだよりを定期的に発行し、その辺での周知を今まで図ってきているところがございます。

今年度は、これまでの取り組みを継続しつつ、認知症初期スクリーニングの導入など、今年度は新規事業が複数ございますので、新規事業を活用した周知や市広報への掲載やホームページを活用した周知に今後も取り組んでいきたいと考えております。

○畠堀委員

当然ですけれども、世の中は高齢化がどんどん進展しておるといって、独居老人だとか、高齢者の御夫婦とか、かなり増えてきていると思います。その中で、光市として、地域包括ケアということでいろんな、医療と介護を含めて、そういった高齢者の方への福祉を充実していく方向にあるのですけれども、そういった高齢者福祉の窓口と言える地域包括支援センターの存在というものをしっかり高齢者の方に知っていただくということが大事なのではないかと思います。

これまでの取り組みについて、今、顧みられた発言もございましたけれども、そういった意味では、もっと徹底して高齢者の皆さんに、世帯に、そういった資料をもうお配りするとか、それぐらいの、光市の取り組みというのは充実した取り組みをしておりますので、この窓口の周知ということでは改めて徹底した取り組みというのが安心というものにつながるのではないかと考えておりますので、改めてそういった取り組みをお願いしておきたいと思います。

それから、あわせまして平成26年度の相談実績というのが1,700件という形で掲載されております。これは4割程度の周知で1,700件でございますので、これが伸びていくと、当然、件数についても増加することが明らかなわけですが、そういった中で、センターの体制の充実というのも当然必要になってくるかと思いますが、そういったものもあわせて取り組みが必要かと思っております。センターの充実についてのお考えがあったら教えていただきたいと思っております。

○堺地域包括支援担当課長兼地域包括支援センター所長

地域包括支援センターの充実ということで、地域包括支援センターは、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー、3職種の専門家チームで活動をし、総合的に支援をする高齢者の総合相談窓口ということでの役割を担っております。

その主な機能としては、介護予防ケアマネジメントであったりとか、総合相談業務、権利擁護、包括的、継続的ケアマネジメント支援業務ということが主な業務となっておりますが、その部分でそれぞれの3職種の職員のスキルアップを図るとともに、人員の配置といいますか、人員体制の充実し、強化を図っていきたくて考えております。

○畠堀委員

了解いたしました。先ほどの周知の取り組みとあわせまして、それに合わせた受け入れ態勢という意味では、センターの相談体制の充実と質、量の体制という形で取り組ん

でいただけるということで、よろしく願いをしておきたいと思います。

続きまして、同じく地域包括ケアシステムのイメージとしては、先ほど申し上げたように、医療と介護の連携のもとに一体的なサービスの提供というものをイメージしているわけですが、一方では、行動計画の中では地域医療体制の充実として、かかりつけ医の推進など、包括的な地域医療体制の充実というものが掲げられておりますけれども、この点について御説明をいただけたらと思いますので、よろしく願いします。

○柏木健康増進課長

地域における包括的医療、治療であるケアのみならず、健康づくりや在宅ケア等も含めた地域における健康から医療に至るケア体制を整備しようとするものでございます。

具体的には、光市医師会、光市歯科医師会等との連携のもと、各種の健康診断やがん検診、予防接種事業等がこれに該当します。中でも、地域包括ケアシステム構築に向けて取り組んでいる医療・介護連携システムはもとより、医師会が積極的に進めておられる在宅医療の推進並びにかかりつけ医の推進等に向けて一定の成果が上がりつつあるものと考えております。

○畠堀委員

医師会のほうでの取り組みということで、在宅等の取り組みについては今御紹介いただきましたけれども、そういったものを実際に医師会として賄っていくためにも、ここに書いてあります、かかりつけ医だとか、グループ医療というようなものが取り込まれるのではないかと思いますけれども、そういったものについては、当然、医師会が主体となるわけですが、大きな施策の進展の中、市としてもそういったものをやっぱり推進していくのだというようなメッセージというものをやっぱり伝えていく必要があるのではないかと思います。そういった意味で、医師会が取り組むべきことではありますけれども、市としての方向づけ、そういったメッセージの発信についてもあわせて願いをしておきたいと思います。

それでは、もう1点。次に、子ども・子育て支援事業計画に基づきます子ども・子育て支援政策の総合的な展開が進められておりますけれども、これら光市におけます子育て支援に関する制度については、非常に質、それから水準についても高いものがあるのではないかと考えております。

本事業計画の第6章の推進体制の中には、計画内容の市民への周知として、本計画は、計画を関係機関等への配布、そして関係各所への配架と、また概要版の作成、ホームページ等での内容の公表というようなことが掲げられておりますけれども、この光市の取り組んでおります大変水準の高いこういった子ども・子育て支援施策について、今後どのような形でPRなり浸透を図っていこうとされているのか、具体的な内容があれば教えていただきたいと思います。

○杉岡子ども家庭課長

本年3月に策定しました子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て新制度の実

施に伴い、安心して子育てができる環境の整備など、平成27年度から平成31年度までの5カ年の支援事業計画につきまして、体系別、また所管を超えまして整理したものでございます。

事業実施に当たりましては、さまざまな検討を重ね、進行管理にもありますように、PDCAサイクルを活用し、より充実した事業展開に努め、全国に例のないおっばい都市宣言のまちとして、イメージキャラクター「きゅっと」による啓発、PRに努めているところでございます。

特に、PRということでございますが、特に本年は子ども・子育て冊子のリニューアルを予定しておりまして、イメージのみならず、充実した制度が子育て世代に理解されるよう工夫したいと考えているところでございます。

○畠堀委員

計画にも掲げられております関係機関等への配布という、関係機関というのは具体的にどのような組織を考えておられるのか。また、概要版の作成についての考え方についてお尋ねしたいと思います。

○杉岡子ども家庭課長

光市子ども・子育て審議委員並びに市議会の皆様、それと市内の幼稚園・保育園、小中学校、医師会、児童委員・民生委員の皆様に配布のほか、視察等の対応にも活用を考えております。

それと、概要版ということでございますが、いろいろな周知の方法はございますが、まず光市のホームページでの公表のほか、先ほど申し上げました新たにリニューアルする子育て冊子に、そういった事業計画の紹介をするように考えております。

○畠堀委員

関係機関については、今御説明いただきましたけども、これから先、光市として、若手の定住だとか、人口の流入というのを大きな流れの中で捉え、やはり働き手をいかに確保するかという観点からすると、企業だとか、そういった労働者が集まる労働団体、そういったところへの配布というのもぜひ検討いただきたいなと思います。

企業においては、そういった労働力の確保という観点からすると、国、県、市でできるものと企業でやるべきものは何なのかと、そういったものを企業の中では当然検討して取り組みを進めていくようになると思いますので、そういった意味でいきますと、光市として、これだけの制度があるのだというようなところをきっちり伝えていくということが、企業としてもそういった取り組みについて、よりやりやすくなるんだろうと思いますし、労働団体については、まさに働いておる皆さんそのものにいくわけですので、市内、市外問わず、そういった形で浸透することによって、光市のイメージアップにもつながるのではないかと考えておりますので、ぜひそういった観点での御検討をお願いしておきたいと思います。

それから、あわせて、同僚委員からの提案もあったかとは思いますが、やはりこ

ういった光市の事業制度のPRという観点からすると、やはりポスター等をつくってでも光市としての取り組みの方向づけ、そういったものを一度、市の内外にアピールすることについても検討してもいいのではないかなというふうに思います。その中で、事業の内容をどこまで掲載できるかというのは別ですけども、光市として、おっばい都市宣言のというスタンスのもとに、こういった制度に力点を置いてやっているのだというようなところについては、ぜひアピールをしていくことというのについても御検討いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それから、「ねんりんピック」の取り組みでございます。こちらのほうについて一般質問の中でも、ふれあいスポーツ交流大会、それから健康づくり教室、おもてなしイベントというようなことで、光市として大変多くの方を迎え入れて、大きなイベントが計画されておるわけですけども、その中には触れておられませんでしたけども、大会参加者への記念品の贈呈ということについてはどのような考え方で進められておるのか、お伺いしたいと思います。

○中邑高齢者支援課長

「ねんりんピック」の開催の中では、おもてなしイベントに取り組むようにしております。このおもてなしイベントにつきましては、全国から訪れる多くの方々を温かいおもてなしでお迎えし、本市に来てよかった、また訪れてみたいと思っていただけるように、本市産の食材を使用したふるまい鍋や、光商工会議所の協力によるひかり焼きそばの提供、あるいは経済部とも連携し、土産品の販売、観光案内等に取り組むこととしております。

また、今委員さんがおっしゃられましたように、参加者に対しての記念品等も、光市ならではの記念品等をお配りすることも考えているところでございます。これにつきましては、予定ではございますが、例えば光市の「もったいないふろしき」であるとか、あるいは市内の企業さんの商品等に御協力をいただければ、そういったものについても記念品としてお配りできればいいのかなと考えているところでございます。

○畠堀委員

高齢者の方の健康増進という意味で、すごく意義があることでございますし、600名近い方が参加されるのではないかとということで、非常に大きな意義あるイベントでもあると、その反面、光市としてのセールスのチャンスでもあるわけだと思います。光市をPRする。そして、参加者が地元に戻った後、光とのかかわりというものも出てくるのではないかと思いますし、そういったところには期待をしたいと思うわけですが。

一つは、今御説明がございました、おもてなしイベントについては、経済部との連携のもとに光市の主な物産の販売等も手がけるということでございましたけども、一つ気になったのが、やはり記念品のことでございます。こちらのほうについては、もったいないふろしきとあわせて市内企業の協賛のもとにという話ではございましたけども、大体予算的にはどれぐらいの規模のことを考えておられたのか、披露できるようであれば教えていただけたらと思います。

○中邑高齢者支援課長

手元に詳しい資料を持ち合わせておりませんので、記憶の中でございますけども、大体約50万円から100万円以内ぐらいの予算を組んでおったかと思えます。

○畠堀委員

予算の数字のことを問題にしているわけではないわけですが、きっちり参加していただいた方に光市をきちんとアピールしていただいて、光のことを理解してもらい、光をセールスしていくということを考えますと、一つには、経済部でこれまでも取り組んでおります新規事業チャレンジ制度というふうな取り組みの中で、光市として、いろんな中小地場産業の新製品を育ててきているわけがございます。そういったものをこの中に取り込んでいくということが光市トータルとしての取り組みの総合力の発揮というものにつながるのではないかと考えますが、このあたりの考え方についてはいかように考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

○中邑高齢者支援課長

光市の魅力を発信するものとして、記念品についてはまだ予定の段階ではあるのですが、先ほど申し上げたものを含めて、あるいは福祉作業所等の授産品とか、そういったものも考え、検討しているところではございます。

○小田福祉保健部次長

実行委員会のことでありますので、補足をさせていただきます。

今お尋ねの記念品等々も含めまして、今は実行委員会を設立しまして、その中で商工会議所あるいは観光協会、こうした方々とも協議をしながら、光市の特産品等も含めて、委員提言の件も含めた整理をしておるところであります。

そうした中で、ぜひ光市に即したような記念品をお配りしたいということで、今調整をしている最中でありまして、そういうような方向性で今後整理をしてまいりたいと考えております。

○畠堀委員

了解いたしました。10月ですので、時間もありますし、今からいろんな検討というのが進められていくのではないかとと思いますが、ぜひそういった点についても御配慮いただけたらと思います。よろしく申し上げます。

それから、もう1点。この件に関しまして、先ほども申し上げましたように、非常に多くの方が光市を訪れるわけですが、そういった方たちの受け入れ体制、宿泊だとか、危機管理について、どのようなことを考えておられるのか、お披露できる内容があればお願いしたいと思います。

○中邑高齢者支援課長

まず、お尋ねの宿泊の件でございますけれども、選手、役員の参加者見込み、約500人を見込んでいるところでございます。宿泊先につきましては、山口県と連携し、市内及び市内で賄えない部分については、現在、岩国市に確保することとしているところでございます。

また、危機管理体制ということでございますけれども、会場内の救護体制といたしましては、光市医師会には御協力をいただき、医師1名を派遣していただくとともに、看護師資格を持った者を2名配置することとしております。そのほか、光市歯科医師会さんとも連携をし、歯科医の処置が必要となったときには即座に対応を図れるように対応することとしているところでございます。

○畠堀委員

了解いたしました。市内の宿泊とあわせて岩国のほうということで御説明があったわけですが、競技する側からすれば、光市市内に宿泊したほうがいろんな意味で有利な点もあるのではないかと思います。そういった意味では、遠方に宿泊される方への配慮というものも、光市だけではないと思いますけれども、県も含めて御配慮いただけたらいいのではないかなと思います。

それから、危機管理のほうについても、特に光に訪れるのが休日だと伺っておりますので、そういった休日でのそういった管理体制についても御検討いただいているということでございますので、これから実施に向けて遺漏のない対応をぜひお願いをしておきたいと思っております。ありがとうございました。

○加賀美委員

第1回定例会で、大和地区の診療所誘致条例が実施されたわけでありましてけれども、今6月から募集に入ったということでございますが、現在の状況はどういう状況であるか、そこらあたりについてまずお尋ねしてみたいと思っております。

○柏木健康増進課長

大和地域民間診療所の誘致事業でございますが、6月1日から9月末の期限で公募を開始いたしました。今現在、まだ申し込みはございませんが、募集に関するPRとして、さまざまな媒体を使ってPRをしているところです。

○加賀美委員

せっかく方向性を出した以上は徹底してやって、安定した医療体制の確立を図るべきだという思いがするわけです。やるとなったら徹底してやって、その成果を上げていくということが必要じゃないかと思うのですが、今、いろんな形でPRするというところで、具体的にはどういうPRをしておられるのか、お尋ねしたいと思っております。

○柏木健康増進課長

5月25日の市広報に掲載いたしました。また、ホームページをごらんになったかと思

いますが、トップページにバナー広告として出しております。

それから、山口大学医学部への説明を5月に、各眼科、泌尿器科の教授のもとに説明に行っております。それから、光市医師会長、山口県薬剤師会光市部長への説明にも5月に伺っています。また、山口県各医会長への説明として、眼科医会長、臨床泌尿器科医会長の両者の会長にも5月に説明しております。

学会誌等への掲載でございますが、眼科では臨床眼科、眼科医師向けの専門誌、毎月発行しているものですが、これと、泌尿器科も同様に臨床泌尿器科という泌尿器科医師向けの専門誌について掲載することとしています。

それから、ふるさと光の会が7月3日に開催されますが、こちらにおいても情報提供をしていくように予定しております。

○加賀美委員

いろんな形でアピールしておられるようでありますけれども、やっぱり都会から環境のいい田舎と言っではいけませんけども、地方都市で商売をやりたいというような、商売というか医院を開きたいと、開院したいというような人もたくさんいるのではないかと思いますよね。そういったところを踏まえて、やっぱり幅広く全国規模で募集をして、ぜひ成果を上げていただきたいと思います。

○磯部委員

今年度から自立支援、就労支援事業562万円、そんなに大きな事業ではないのですが、これは大切な事業であると思っております。生活保護になられた方の自立ができるための支援と、また生活保護にならないための支援というところですが、現状をまず確認をさせていただきたいと思います。

○杉本福祉総務課長

まず、生活困窮者自立支援事業の状況についてですが、この事業は、生活保護に至る前の段階の生活に困窮している人に対し、相談支援などを実施することで自立の促進を図ることを目的としています。

4月から社会福祉協議会内に相談窓口となる生活自立相談支援センターを設置し、相談支援員がさまざまな相談を受け付けています。5月末現在の延べ相談者数は76件です。そのうち、関係機関へ情報を共有するため、本人同意の申請をしていただき、継続的な支援を行っているものは3件です。

次に、被保護者就労支援事業の状況についてですが、この事業は、被保護者の就労の支援に当たり、保護係内に必要な助言や指導を的確に行える専門的な人材を配置し、保護からの自立に向けた支援を行っていくことを目的としています。

5月末現在で、就労支援対象者53人のうち、就労支援員及びケースワーカーが本人の意思、同意を確認し、就労意欲が高く早期に適切な就労支援を行っている人は9人です。

○磯部委員

小さいことですが、確実な相談と、そして確実な支援が着実に行われているというふうに思っております。若い方もこの中にはいらっしゃるのではないかなと思っておりますので、引き続きしっかりとした対応をお願いしておきたいと思っております。

もう1点、委員長よろしいでしょうか。

○委員長

よろしいです。

○磯部委員

私、非常にこれから問題になってくることなのかなと思ひまして、光市内の現状をお聞きしたいのですけれども、今ひとり親の家庭が非常にふえている。これは光市だけではなくて、全国的に多くなっておると思ひますが。

その中で、特別に父の日、母の日、そのあたりの状況を私さほど感じてはおらなかったのですけれども、特に父の日の事業開催ですよね。いろんなイベントをやっているところが幼稚園、保育園のあたりで休止をしたり、そういうことも園のほうで配慮したり、いろんなことに気遣いがあるというような報道なり、そのあたりを聞いてびっくりしたのですけれども。

昔からそういうことはあったのですが、そういいながらも、やはりそれを乗り越えてしっかりとした、母親だけ、父親だけでもしっかりと子供を育てていらっしゃる方はたくさんいらっしゃいます。そういう中で、今の光市の現状をお聞かせいただきたいというふうに思っております。

○玉澤保育指導担当課長

まず、公立保育園のひとり親の状況ですが、6月1日現在、公立幼保園の通園者282人に対し、約14%となっています。

次に母の日、父の日の行事等の取り組みについてですが、保育園では個別の行事としては実施しておりません。ただ、大切な家族の存在を意識し、親子のきずなを深め、感謝の気持ちを膨らませることができるよう、家族ふれあいデーやファミリープレゼントの制作など、活動内容の工夫をしながら実施しております。

○竹内幼児教育指導担当課長

引き続き、公立幼稚園のことを申し上げます。公立幼稚園では、ひとり親家庭の通園者は平成27年度はおりません。

行事などの取り組みについては、保育園と同様に、園での父の日、母の日といった個別の行事は実施しておりません。そのかわり、現在のところ、必要ないことから子供たちが両親に対して感謝の気持ちを持つことができるように、手づくりのプレゼントや気持ちを言葉で伝えるなどを指導しております。それと、6月と11月の年2回、家族とのきずなを深める場として、家族参観日を実施しております。

○磯部委員

両方とも、父の日、母の日のイベント的なことはやっていないというふうにおっしゃいましたけど、以前からそういうことはやってらっしゃらなかったのでしたっけ、済みません。

○玉澤保育指導担当課長

ここ10年か15年ぐらい前からひとり親がふえておりますので、園の中でどのように行事を行ったらいいかというところは工夫や、話し合いをしながら、どの子にとっても、今お話ししましたように、お父さんもお母さんも大事な存在ですので、そこに配慮をしながら、行事のやり方、取り組み方を工夫しているというところです。

○磯部委員

10年前から公立の保育園、幼稚園、幼稚園は今いらっしゃらないということでしたけれども、これは本当に心の問題なので、難しいところではありますが、早くからそういう配慮をされて、家族の形、家族の大切さ、触れ合いということにシフトしていらっしゃるということで、安心という言葉を書いていいのかわからないのですけれども、逆に、そういう配慮をされていらっしゃるということは非常にいいことなのではないかなと思う反面、いろいろな形で、ここは賛否あると思うのですね、いろんな意味で。やはりそれを乗り越えてやっていく。その親子の愛情、そういうものを確立するという、そういう保護者もいらっしゃいますし、そうではない保護者もいらっしゃると思いますので、そのあたりの御配慮をされているというのをお聞かせいただきましたので、よく理解できました。

今は公立だけなのですけれども、私立を合わせると、もっともっと大きなパーセンテージにはなるのではないかと考えておりますが、このあたりの数字的なものはわかりますでしょうか。

○玉澤保育指導担当課長

子ども・子育て支援事業計画の策定の中にもあるのですが、平成12年度は、母子家庭が245、父子家庭が35世帯でした。それが平成22年度には、母子が344世帯、父子が42世帯となっているので、増加傾向にはあります。

○磯部委員

わかりました。特に、母親だけで子育てを頑張っている方もいらっしゃるということで、家族の支援があるところと、やはり本当に一人で一生懸命やってらっしゃるお母さんもたくさんいらっしゃると思います。そのあたりのことは、確実な数字はわからないと思いますが、今後とも、いろんな意味で心に寄り添った、そういうことがどうできるのかということ、しっかりと子育てができるような、そういう環境に向けて今後も取り組んでいただきたいと思いますということを願っております。

・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・

○森戸委員

障害者の支援の相談事業については、市内には対応事業所がなくて、その対応事業所を整備するというふうなことを聞いておりますが、その後どうなったのか、お知らせをいただけたらと思います。

○杉本福祉総務課長

障害者支援相談事業についてですが、障害者総合支援法に基づく、障害者サービス等の利用計画に関する相談については、市内に3事業所がありますが、それ以外の一般的な相談については、周南3市の合同委託事業として周南市と下松市の3事業所が行っています。

市内における対応事業所の方向性につきましては、相談の専門性や件数の問題等も含めて精査等を必要とすることから、当面は周南3市の共同委託事業を継続する中で推進することとしています。

○森戸委員

私がなぜ聞いたかという、そういうふうに整備をしたいということをおられたので質問をしたまででございますので、そういう方向性で十分、光市の障害者の方の相談体制がそれでもう十分なのですか。その辺のところをもう一度お聞かせいただけますか。

○杉本福祉総務課長

今のところは十分だと理解しております。

○森戸委員

わかりました。それと、下関の指定障害者福祉サービス作業所で利用者を暴行したとして逮捕というケースが新聞で報道されておりました。それを受けて、光市ではどのように対応したのか、何らかの対応があれば教えていただけたらと思います。

○杉本福祉総務課長

下関の虐待に対する対応ですが、光市としては、そのような通報があれば、市が施設の職員等に対して情報の確認を行った結果、虐待とまでいかなければ市で対応、指導します。虐待ということであれば県に立ち入り調査していただき、傷害事件となれば警察に通報する義務があると思います。

○森戸委員

県のほうにということでもありますけれども、こういうケースは後を絶ちませんので、

光市でも虐待予防講演会というものを開催しております。医療機関とか、教育機関の参加が少ないというふうに聞いております。その辺のところはいかがでしょうか。周知も含めて、どのように考えておられるのか、よろしく願いいたします。

○杉本福祉総務課長

障害者虐待防止法が平成24年10月1日に施行されましたことに伴い、本市においても、障害のある方への虐待を未然に防ぐことを目的に、平成25年度から障害者虐待予防講演会を開催しています。

開催当時の対象者を学識経験者、障害関係者団体、福祉従事者等を構成する自立支援協議会委員及び障害福祉サービス事業所、相談事業所等の支援者を中心とした呼びかけを行ってまいりました。その結果として医療機関や教育機関の参加はございませんでしたが、このたびの下関の虐待事件も踏まえ、専門的分野である医療機関や教育機関への参加を呼びかけてまいりたいと考えております。

○森戸委員

わかりました。よろしく願いをいたします。

それと、障害者の通所、療育の支援は障害児の居場所確保や保護者の社会進出を支援するため重要であります。その利用状況はどうなのでしょう。

○杉本福祉総務課長

障害児の通所や療育の支援については、法定給付事業である障害児通所支援事業が中心となります。現時点でわかっている平成26年度の利用状況としては、年間延べ約4,600人で、前年度と比べて伸びている状況であります。

○森戸委員

保護者の社会進出や休息を支援するために、ぜひ周知も含めてよろしく願いをしたいと思います。

それと、三島温泉の利用状況、開設からで構わないのですけれど、どういうふうに推移をしているのか、お知らせをいただけたらと思います。

○杉本福祉総務課長

三島温泉健康交流施設は、平成24年10月13日にオープンし、平成27年3月末時点で、利用者総数24万6,868人であり、年度別では、平成24年度は、約半年間でございますが、4万6,862人、平成25年度は9万6,889人、平成26年度は10万3,117人であり、ただいま増加傾向にはあります。

○森戸委員

ただいま増加ということで、下松の施設も閉まっておりますので、そういうこともあるのかなとは思いますが、順調に推移をしておるようでございますので、もう一年ぐら

い見てみないとわかりませんね。わかりました。

それと、未成年者の喫煙の状況というのはどのようになっているのか、お知らせをいただけますでしょうか。

○柏木健康増進課長

未成年者の喫煙状況でございますが、平成22年度及び平成26年度に健康増進課が実施した健康・食育に関するアンケート調査の中で、喫煙を始めた時期という設問で把握しております。喫煙していると回答した者のうち、二十歳前に喫煙を開始したと答えた者は、22年度33.8%でしたが、26年度では31.4%とやや減少しております。

○森戸委員

値段の関係もあると思いますので、多少なりとも下がると思いますけれども、この状況がどうなのですか、どういうふうに評価をしてらっしゃるのですか、高いのですか低いのですか、その辺のところはどういうふうに分析されてらっしゃいますか。

○柏木健康増進課長

先程説明しましたように、アンケート調査で、喫煙していると回答した者のうち、二十歳前に喫煙を開始したと答えた者が少し減少していますが、これは、健康増進計画の施策の中で、若年者に対する防煙指導の取組を強化した成果が少し出てきているのではないかと考えております。

○森戸委員

具体的にどのように指導をされてらっしゃるのですか。

○柏木健康増進課長

未成年者への喫煙に対する指導についてでございますが、小学6年生、中学3年生、高校3年生の児童生徒に対して、防煙啓発パンフレットを配布しております。

また、毎年、春の校長会で保健事業について説明し、出前講座を広く募集しております。学校からの希望によって防煙教育を保健師が対応しております。

○森戸委員

最初が肝心だと思いますので、よろしく願いをいたします。

それと、あいぱーくの入り口の喫煙所は撤去したほうが良いと思います。健康増進を抱える部署がある施設としては、入り口にあるというのはふさわしくないと思いますので、いかがですか。

○杉本福祉総務課長

委員指摘の喫煙所につきましては、来館者への副流煙を配慮し、昨日、出入り口から離れた場所へ移設したところです。今後も健康増進の観点から、利用しやすい施設とし

て努めてまいります。

（「どのくらい離れて」と呼ぶ者あり）出入口から12mぐらいです。

○大樂委員長

森戸委員、今の質問を繰り返しお願いします。もう一回、今のところを、距離の。離れたということですか、ということをお聞きになったわけですね。

○森戸委員

撤去してくださいということですので、12m離れたということでもありますので、最低限見えないところですか。

○杉本福祉総務課長

入り口からは少し見えにくく、張り紙はしてありますが、わかりやすく表示し山口県たばこ対策ガイドラインに基づき、出入口から10m以上離れたところに設置しました。

○森戸委員

わかりました。また見に行ってみます。

それと、公立の幼保施設の耐震化状況というのは聞いておりますけれども、私立の幼保施設関連の耐震化状況というのは、今どのようになっているのか、お知らせをいただけますでしょうか。

○杉岡子ども家庭課長

市内の私立保育園8園については、これまでも耐震化を促進するために市及び国の補助金を活用して耐震化が図られ、現在のところ5園は耐震性を有しております。

未耐震化の保育園につきましても、市としまして引き続き光市保育協会とも連携しながら耐震化のPRに努めてまいりたいと考えております。

それと、また休園の1園を除きます私立の幼稚園5園につきましては、認可所管が県でもありますことから、市として耐震状況の把握をしておりますが、先般、所管の山口県学事文書課に確認しましたところ、個人立の幼稚園2園を除きますと、3園中1園が耐震を有していないとお聞きしているところでございます。

○森戸委員

私立の幼稚園なのですが、もし耐震化の診断ないし工事をしていくに当たって、何らかの助成制度といいますか、そういったものがあるのですか、その辺のところを。

○杉岡子ども家庭課長

私立の保育園の耐震化にする場合については、国の補助金、これは保育所等整備交付金という補助金がございますが、2分の1の国の補助という形のものがございますので、

そういったものを制度の周知をさせていただきたいと思っております。

○森戸委員

その2分の1の補助なのですが、どうなのですか、それで促進になっているのかなっていないのか。どうなのでしょう、その辺のところは。私もよくわかりませんが、他市であればその部分に関して上乘せをしているとか、そういう部分なんかもあるのですか。

○杉岡子ども家庭課長

国の補助が2分の1ということで、県は当然ございません。

○大樂委員長

かわって答えられる方、いらっしゃいますか。

○杉岡子ども家庭課長

今は、国の補助2分の1と聞いております。

○森戸委員

何といたらいいのでしょうかね。私の顔色を見られても困るのですけどね。何というか、もう一回、確認しますけれども、私立でいうと何園中何園だったですか、もう一回お願いします。

○杉岡子ども家庭課長

8園につきまして、5園が耐震性を有しておるということでございます。

○森戸委員

了解いたしました。

それと、不妊治療と不育治療についてお尋ねをいたします。不育については、数年前ですか、去年か、おととしか、制度ができたということなのですが、それぞれの支援の状況をお知らせいただけますでしょうか。助成に関しては、助成というのは補助ですね、国、県、市も含めて、どういう財源の内訳になっているのかもあわせてお知らせいただけたらと思います。

○柏木健康増進課長

まず、不妊治療についてでございますが、医療保険適用の一般不妊治療費助成制度につきましては、治療費の自己負担分、1年度当たり3万円を上限に、通算5年、県と市が2分の1ずつ助成するものです。

また、保険適用外の人工授精費助成制度は、治療費の全額、1年度当たり3万円を上限に、通算5年、助成するもので、国と県が2分の1ずつ助成します。

医療保険適用外の体外受精及び顕微授精による特定不妊治療費助成制度は、治療費の全額を治療内容により15万円、7万5,000円を上限として、1年度当たり2回まで、通算10回、5年、国と県が2分の1ずつ助成するものでございます。

不育症治療費助成制度は、本市独自の制度でありまして、1年度当たり1回、20万円を上限に、通算5回としているところです。

○森戸委員

それぞれ成果といったら語弊がありますがけれども、結果としてどういうふうになっているのか、その辺もあわせてお知らせください。

○柏木健康増進課長

26年度の実績で申し上げますと、一般不妊治療費が68件、そしてそのうち妊娠届が15件出ておりまして、妊娠届け出率22.1%という状況です。

それから、人工授精費の助成制度は38件、これは市を通じて申請された方、市が把握している38件であり、妊娠届が7件出ておりまして、妊娠届け出率が18.4%。

また、特定不妊治療費助成制度については37件でございますが、実数が24人ですので、妊娠届け出が8件で、妊娠届け出率33.3%という状況にあります。

また、光市独自の不育症治療費助成制度でございますが、26年度実績として1件出ておりまして、妊娠届が出ている状況にあります。

○森戸委員

まず、この不育の部分に関しては、仕組み自体は知られてらっしゃるのかどうか、対象とされる方が。その辺のところはいかがでしょうか。

○柏木健康増進課長

不育症治療費助成制度の周知の関係でございますが、昨年度で申し上げますと、市民に向けては、「不妊・不育症治療費の助成、専門相談」に関するものを、年間4回、広報に掲載しておりますし、ホームページやメールマガジンに掲載のほか、市内医療機関にポスター掲示やチラシを配布し周知しております。

また、県内産婦人科医療機関全てに光市不育症治療費助成制度に関する依頼書及び説明資料を送付しておりますし、市内産婦人科病院におきましては、直接出向いてポスターやチラシによる啓発の依頼、対象者の漏れないようお願いしているところであり、周知はできているものと考えております。

○森戸委員

わかりました。不妊のほうなのですが、ここの部分は、妊娠に至るまで最近では時間がかかるといいますか、年数がかかるといいますか、そういうふうにも聞いておりますが、その辺の関係と今の助成額といえますか、その辺の、もうちょっと年数を延ばしたほうがいいのか、そういう面の部分はどのように評価をされてらっしゃいますか。年数

をもうちょっと補助するのか、もしくはもうちょっと助成をしたほうがいいのか、その辺のところを、この評価というのですか、その辺はどのように思ってもらえるのか。

○柏木健康増進課長

今現在については、大体5年間という助成期間で実施しております。不妊症の考え方が、最近の新聞に出ておりましたように、以前は婚姻して3年間妊娠しなければ不妊症、それが2年間になって、つい最近では1年間になるというような動きが出ております。それは晩婚化に伴うものでありまして、そうした意味では、早い時期に5年間集中的にやるというような形、特に晩婚になると年齢によって不利になりますので、5年間で今のところはいいのではないかなと考えております。

○森戸委員

わかりました。ありがとうございます。

それと、最後に1点だけお尋ねをいたしますが、先ほどの大和の診療所の誘致条例に関してお尋ねをいたします。6月1日ぐらいから始まったと聞いておりますけれども、問い合わせ等々の状況というのはどうなのでしょう。

○柏木健康増進課長

残念ながら現在のところはございません。

○森戸委員

病院関係、医師会とか、その辺の関係、山大も含めて回ってらっしゃるのですが、そういったところの医療機関とか組織の反応というのですか、いかがですか。

○柏木健康増進課長

光市医師会長、山口県薬剤師会光支部長、山大教授及び山口県の各医の会長さんなど、制度創設の経緯や、概要について説明しております。それぞれ好意的に対応していただき、制度については御理解していただきました。

○森戸委員

わかりました。何か、制度はそうでしょうけど、好感触なのか、いいのかどうかよく今の分ではわかりませんが、もうちょっと状況を見てみたいと思います。またお尋ねしようと思います。

○木村（則）委員

質問というか、提案も含めてなのですが、光市の先進的な子育て支援、これをもっと市内外にPRできないかという観点での質問をしたいと思いますが。

市外はともかく、まず市内、市民に向けて、そういった光市のおっぴい都市宣言であるとか、あるいは今年度から始まった「きゅっと」だとか、ああいうものをもっと目に

見えるような形でPRできないかなと思います。

今、道路沿いにのぼり旗が立っていて、「きゅっと」のキャラクターなんかがちらちら見えるわけですがけれども、せっかく国道に面した大きいガラス面があるわけですから、そこに大きく、おっばい都市宣言のまちというような文字が入るとか、「きゅっと」の大きいキャラクターのシールが張られるとか、そんなようなことで幾らか市民に親しみのあるあいぱーくというようなことに向けてのそういった策はとれないものでしょうか。いかがでしょうか。

○杉岡子ども家庭課長

ただいま委員からの御提案でございますが、あいぱーくの188号線の道路沿いにのぼりを立ててはおります。今現在、子ども家庭課内の窓口ではございますが、同様ののぼりを掲示させていただいております。それと、いろんな冊子等につきまして、今年度からイメージキャラクターの「きゅっと」をさまざまな形で掲載させていただいて、市民の方にも目に触れるような形でやっておりますが、建物自体にということになりますと、そういった御意見、御提案ですが、今後、光市のPRという形の中で整理もしてまいりたいと思っております。

○木村（則）委員

わかりました。せっかく大変いい取り組みのたくさんメニューをそろえてらっしゃいますので、それは中にはそのメニューをそのまま張り出して、そこに立ちどまって読んでもらってもいいでしょうし、いろんな形では進めてらっしゃると思いますけれども、ぜひ一度整理して、前向きに検討していただきたいと思っております。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

4 環境部関係分

(1) その他（所管事務調査）

質 疑

○畠堀委員

それでは、2点ほど質問させていただきます。

まず1点が、本年4月の13日から受付が行われておりました省エネ生活普及事業の現在の状況についてお尋ねしたいというふうに思います。

○山根環境政策課長

エコライフ補助金につきましては、4月13日から募集を開始いたしまして、6月19日現在で、太陽光発電システムが25件で162万5,000円、省エネ設備が67件で214万円の申請を受け付けております。

昨年と同時期と比較しますと、太陽光発電システムはほぼ同じペースできております。

省エネ設備につきましては、補助の内容を一部見直しましたので、単純に比較はできませんが、新設の蓄電池が5件、補助額を増額いたしましたエネファームが3件の申請がありました。

事業の見直しの方向性の中でもお示しをいたしましたとおり、ピークカット対策や減災対策など、幅広く活用していただけるものと思っております。

予算の執行状況といたしましては、太陽光発電システムが約32%、省エネ設備が約43%でございます。今後の状況を注視いたしまして、必要に応じて周知等を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○畠堀委員

今年度の状況ということで、昨年とほぼ同水準だということでお話をお伺いしました。特に、新しく始めた蓄電池のほうも順調に伸びておるようでございますし、新しく改定したことがうまく生きているのかなというふうに思います。

ただ、今日ちょっと気になる新聞記事を見たわけですが、太陽光発電の買い取りについてはいろいろと動きも出てくるようでございますので、そのあたりのところについては、今年度の取り組み状況、それから今後を踏まえて、また御検討をされるのではないかと思いますけども、そのあたりの、まだこれからのことになるとは思いますけど、現段階では特にまだそのあたりのところについてお考えはないということでしょうか。

○山根環境政策課長

現段階では、本年度予算の執行に向けて努力しているところでございます。来年度以降の事業内容につきましては、今後検討してまいりたいと思います。

○畠堀委員

いろいろと市民ニーズを反映いただきながら取り組んでおりますので、その辺の今後の取り組みについても、またタイムリーな対応をお願いしておきたいというふうに思います。

それから、もう1点ですけども、これは第2次の光市の行政改革大綱の実施計画に今年3月に追加をされておりますけども、下水道事業への地方公営企業法適用の推進ということで、この2年間をかけて取り組みが進められるようですけども、このあたりの取り組み対応といいますか、考え方、進め方についてお伺いしたいというふうに思います。

○福原下水道課公営企業会計担当課長

ただいま質問がありました件は、第2次光市行政改革大綱・実施計画のほうに、下水道事業への地方公営企業法の適用の推進ということで掲載している件でございますが、下水道事業につきましては、地方公共団体が経営する公営企業に位置づけられてはおりますが、地方公営企業法の適用については任意となっております。

このため、本市の下水道事業は地方公営企業法の適用を受けておりませんが、最近の

国における動向として、本年1月の総務大臣通知により、下水道事業について、平成27年度から平成31年度までの5年間、この5年間を集中取り組み期間と位置づけて、遅くとも平成32年4月までには公営企業会計に移行するよう要請がなされたところでございます。

あくまでも要請とはなっておりますが、このことにつきましては、今後、国において法制化を検討するというところでございまして、公営企業会計への移行につきましては、十分な検討を行い準備していく必要があるかと考えております。

また、本市におきましても、人口減少など下水道経営が厳しくなることが想定される中で、経営健全化の取り組みをより一層進めていくことも課題となっております。こういったことから、経営の明確化や透明性の向上を図るため、公営企業会計への移行、こういったものを行い、地方公営企業法を適用することは経営の健全化の取り組みの大きな柱というふうになりますので、第2次行政改革大綱、こちらのほうに掲載させていただき、本年度から検討を行うというものでございます。

ただし、行政改革のこちらの取り組みにつきましては、終期が28年度となっておりますので、委員さん、最初は2年間をかけてということをおっしゃっていただきましたが、現実には検討ということで終期の28年度までは行うという形で御理解いただければと思います。

○畠堀委員

下水道の会計の健全化に向けて取り組むという中での流れかと思えますけども、平成25年から料金改定をしながら、平成30年に向けて健全化の取り組みが今進められておるとは思えますけども、今のお話では28年度に検討をする。28年度中に検討をするということなのですか、それとも終期を超えて。スケジュール感としてはどのような検討期間を考えておられるのか、もう少しわかりやすく教えていただけますか。

○福原下水道課公営企業会計担当課長

検討期間に関しましては、先ほど国の要請が平成31年度までに適用と、それで32年の4月1日までということですので今のところ要請を受けているところでございます。

その期間につきましては、適用の時期、こちらが大きな問題ではございますが、この件については、現状、未定でございます。今、検討中でございます。と申しますのも、国の調査によりますと、平成24年度までの10年間に移行した団体の一連のこういった事務を行うに当たって、移行に要した職員数、また期間というのが出ていますが、職員数としては平均3.5人、また移行期間は約3年ということがございます。

それと、先ほど畠堀委員がおっしゃられた財政健全化への取り組み、これは大きくは、本市の特殊事業としまして、下水道事業会計は平成25年度末で約20億4,000万円の累積赤字を抱えている会計でございます。こういった累積赤字をまずは解消、こういったことも図っていかなくてはいけないので、先ほど私が言ったように、2年間かけて検討というか、そういった期間を区切らず、今から進めていくというふうに御理解いただければと思います。

○畠堀委員

ありがとうございました。これから検討ということなので、検討の進捗状況なり、また改めてお伺いしたいというふうに思います。ありがとうございました。

○森戸委員

2点ほどお尋ねをいたします。

緑のカーテンの普及促進なのですが、これ自体はかなり浸透してきたのではないかとされるんですが、その辺のところはどのようにお考えになられていますでしょうか。

○山根環境政策課長

緑のカーテン事業につきましては、委員仰せのように、各家庭や事業所などでかなり普及してきていると思っております。

○森戸委員

これは何か目標設定というか、そういうのがあったのですか。プラス予算的なものの計上というものもあったのですか。その辺のところもわかれば教えてください。

○山根環境政策課長

緑のカーテンの普及については、昨年度までは緑のカーテンコンテストを実施して普及の推進を図ってきたところですが一定の役割を果たしたということで、今年度からはカーテンコンテストは中止をしております。本年度の予算としては、市立各小中学校及び公共施設の緑のカーテンを設置するための苗、栽培資材の購入費用を計上して、今配布をしているところでございます。

特に、小中学校における本事業は環境学習の一環としても重要な事業として位置づけておりますし、事務の効率化にもつながることから、環境政策課において予算計上を一括で購入をしているところでございます。

○森戸委員

了解をいたしました。必要だと思いますので、よろしく願いをいたします。

それと、環境省が、2040年に太陽光のパネルごみが77万トンになるということで、パネル自体の耐用年数が25年ということで、それ以降は廃棄されるということを聞いております。

このパネルのごみは、現状、埋め立てということなのですが、埋め立てた場合には、それ自体に有害物質があるということで、鉛とか、セレンとか、銅とかです。実際に例えば光市の中で、そういうパネル自体が、例えばあそこでございませうかね、大和のほうで埋め立てられるようなケースがもう出てきているのかどうか。現状のところはどういうふうな状況になっているのか、お知らせをいただけたらと思います。

○亀井環境部長

今お尋ねの件につきましては、おととしに日本経済新聞のほうでそういったことが取り上げられまして、国のほうにおかれまして、現在ほかの自動車や白物家電、パソコン等といったように、今後のものについては購入時に設置者負担で適正な産業廃棄物として分別処理するような仕組みを研究がなされております。

ただ、これもいつからスタートというのはまだ全くはっきりしておりませんで、御懸念の既存のものについては、まだ年数がたっておりませんから、当分の間は廃棄物として処理されることはないとは考えているところですが、そういった国の動向や制度設計の確立を注視しながら、市としてもとるべき必要な対応をとっていく必要があると考えております。

いずれにいたしましても、今現在では産業廃棄物という範疇での処理になるようでありますので、保健所等とも連携して、指導、助言をいただきながら、必要な対応はその都度とっていきたいと考えております。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

5 建設部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第54号 町の区域の変更について

説 明：山本開発指導係長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第55号 市道路線の廃止について

説 明：橋本監理課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

③議案第56号 市道路線の認定について

説 明：橋本監理課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

①平成27年度の山口県関係事業について

説 明：橋本監理課長 ～別紙

質 疑

○土橋委員

なぜ負担金を払わなければいけないのですか。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○田村道路河川課長

負担金の御質問でございますが、県の条例に、道路や河川、海岸、などの工種により負担金率が決められておりまして、負担金を払っております。

○土橋委員

それじゃちょっと説明にならん。納得のいくような話をしてくれんと、県が決められているから払うのだと言うだけでは、何で県はそんなことを決めたのですか。

○岡田建設部長

県が事業を行う場合に、地元の市町に負担金を求めることができることになっております。

ただ、県におきましては、全ての事業を負担金を求めているわけではございません。このたびについても、1番から10番までの補助金事業につきましても、負担金を求めている事業もあれば負担金を求めていない事業もあるということで御理解をしていただけたらということです。

また、旧光市と旧大和でも負担金の割合が違うというところでございます。

○土橋委員

私はこう考えていたのですよ。道路をつくるに当たっては、県の持ち分と市の持ち分が市道関係、いわゆる光市が責任を持たなければいけない部分というのは、何ぼ県道をつくったところであるのではないかと、そういうようなものを総括して、負担金というのはあるのかなと思ったのです。

その割には、虹ヶ浜なんかの擬木柵なんかは、どこの家にも入り口をここにつくりましたみたいな話はないわけじゃから、これまたとるのはと、普通思うではないですか。何も聞かんというわけにはいかないから、教えてもらったのですよ。

○磯部委員

確認だけさせていただきたいのですけれども、12番の光市内の、管内の街路樹の剪定なのですけれども、大体1年間、いつの時期というか、そのあたりのことが大体決まっているのでしょうか。そういう御説明が県のほうから、おありでしたら、一応参考までにお聞きしておきたいなと思っております。

○田村道路河川課長

いつの段階で発注するというのは、県からは聞いておりません。こちらの街路樹剪定につきましては、位置図でお示ししていますが、浅江と室積、他に何か所かありますが、現在、工事が発注されております。

○磯部委員

申しわけございません。安全対策というところで、いつもひやひやしていることも多いものですから、順次されるということで了解いたしました。

○土橋委員

あれと、もう一つ県住、岩田駅周辺の、これはここに設計料も何もかもみな載っているかと思ったら載っていないけれども、これはどういうふうに理解していただいているのか。その後の経過というか。教えてもらいたいと思います。

○大樂委員長

申しわけございません。今の説明の中でありましたので、その次のその他の所轄でお願いしたいと思います。（「いいですよ」と呼ぶ者あり）

○森戸委員

県道の光井島田線で700万円の用地補償が上がっているのですが、この用地補償が行われることで残りの七、八百mは開通するのですか。さらにまだあるのですか。その辺のところをお聞かせいただけたらと思います。

○田村道路河川課長

詳細は聞いていませんが、全部ではないと思います。申しわけございません。

○森戸委員

どのぐらいなのですか、あと。

○田村道路河川課長

申しわけございません。詳細な内容を聞いておりません。

○森戸委員

また教えていただけたらと思います。

(3) その他（所管事務調査）

○土橋委員

さっき言ったとおりです。御回答をお願いします。

○岡田建設部長

県におきましては、現在、予算措置をされておるかどうか、大変申しわけございません。確認をしておりません。

○土橋委員

あれだけ、建築、建築と言って大騒ぎをした割には、何も無いのですか。

○岡田建設部長

昨年、県知事に道路と住宅について要望し、県議会の一般質問において県営住宅建設に向け、光市と協議を進めるということをお聞きしたところでございます。

これにつきましては、予算的な措置を行っているわけではございません。ただ、市営住宅をつくろうとしております岩田駅周辺地区において、県と一緒に協議をしている状況でございます。

○土橋委員

もう県は、県住をつくるのだというような話は、あの周辺ではそうなるのだというような形になっているのに、実際に聞いてみると、今、県と話をしている最中なのだと、建てるよというような話じゃなかったのでは。その辺を聞いておかないと、地元から聞かれると、私も言いようがないので。

○岡田建設部長

岩田駅周辺地区において、光市内の老朽化した県営住宅の建てかえの一環として、当該地区における県営住宅の整備に向け、光市と協議を進めてまいりますということ、平成26年の12月の議会の一般質問で回答されたのは事実でございます。

今、建設に当たって、県と協議をしている。今の段階においては、市のほうから、具体的にここにこうなりましたとかということを行うことはできませんが、光市と協議を進めてまいるといってごさいますので、協議をしているというところで御理解をしていただきたいと思ひます。

○土橋委員

糖喜びにならんようにひとつよろしゅうにお願いします。

○磯部委員

地域のことで確認をしておきたいことがあるのですけれども、以前、岩屋、伊保木のあたり、伊保木の公民館の下の市道なのですけれども、10年前にこの用地買収がもう済まれて、半分程度、拡幅工事でされているのですけれども、その後、とまっている状態だというふうなお話を以前聞いたことがあるのですけれども、このあたりの計画が、地元の皆さんにどういふふうなことでそこが今とまっているのか、その現状などもお聞きをしておきたいと思っております。

○田村道路河川課長

東伊保木地区の市道東伊保木枝線のことと思われますが、こちらは、全ての計画区間の範囲では事業費が膨大となり、財源の確保が難しく、事業の着手をすることが困難となっております。

そのようなことから、最重要箇所であるカーブ区間及び現道の国道188号の入り口部分の一部拡幅を改良しまして、事業は完了しているところでございます。

○磯部委員

ということは、そのあたりの周知がきちんとできていないというところもあるのかなというふうに、今お話の中で感じました。ですから、それを期待されて、いつ全面開通するのだろうかというふうなお考えを持っていらっしゃる方もいらっしゃいますので、改めてこのあたりのことは、公民館長さんなり地域の自治会長さんなりに御説明をしておかなければならないのかなというふうに感じました。

また、私も1回、あそこの伊保木公民館の上のほうですね、非常に坂が急カーブになっておりまして、車の底をすってしまふ、そういうT字路があったと思ひますが、そのあたりも改良をされたと。私も実際通りましたけれども、非常にそのあたりが狭くなったという、そういう方もいらっしゃるのですけれども、現状を、そのような声を地域から聞いておりますのでしょか。そのあたりの改良について、確認をさせていただきたいと思ひます。

○田村道路河川課長

今のT字路の改良でございますか、狭くなったというご意見は何件かお聞きはしております。限られた財源で必要最小限の工法で施工しております。車の底はすらなりまし

た。

○磯部委員

このあたりのことも、二、三の方というよりも、全体で、地域の問題ですので、このあたりの確認という意味で、私たちもお伝えしなければいけないのですけれども、何かございましたら、そのあたりのことをきちんと自治会長さんなりお伝えしておかなければならないのかなというふうに再確認をいたしました。

一つお願いがあるのですけれども、やはり冬期、波浪、その冬場のあたり、台風シーズンになってきますと、越波の問題、室積海岸のほうから、岩屋、伊保木のほうはどうしても直接堤防の位置が低いですから、塩害、海水が上がってくるということがありまして、今、田布施のほうは順次高くなっておりますけれども、この188号線上で今後どうなるのかという、前質問をしたときに、国も積極的に大きな岩が上がったり、そういうこともありましたので、堤防もガードレールのところときちんと堤防にさせていただいたりとか、国もいろいろと調査をしていただいたおかげで、今年度以降、部分的にその対策工事が行われるという、そういうことまできちんと所管が調べていただいたのですが、その後、五軒屋のあたりはどうなのか、部分的にやるというふうなお答えがあったのですけれども、結構あのあたりはバス停があり、乗り降りの場合ですね、今は学生さんがあそこで乗り降りというのはもう大きくなられたのでないかもしれませんが、バスをお待ちになる方とか、一番波が越波で困っていらっしゃる、その五軒屋のあたりがなぜ対象にならないのかというふうな声も聞いたことがありますので、今後、そのあたりを進められる中で、県のほうに、国のほうに確認をしていただけたらと思っておりますので、御回答は要りませんので、よろしく願いいたします。

○木村（則）委員

それでは、2点ばかりお尋ねしてみたいと思います。

まず、冠山の総合公園についてなのですが、今現在、梅まつりを初めとして、年々にぎわいをましているのではないかなと思っております。また、それに伴って一定の経済効果があるというふうにも市民からも聞いております。大いに結構なことだと思うのですが、そこで、今後の課題として、安定したその駐車場の確保ということを考えるわけですが、そのあたり状況を教えていただきたいと思っております。

○酒谷公園緑地課長

冠山総合公園付近の土地の一部は、これまで通年で市が借用しており、一般車両や大型車両の駐車場として使用しています。また、梅まつりやばら祭などの大型イベント開催時にはその他の土地も臨時駐車場として借用しています。

これらの駐車場の用地は、公園のイベントを実施する上では必要な土地と考えております。

○木村（則）委員

私がお尋ねしたいのは、今後、その駐車場の確保に向けてどういう今思案があるのか、考えがあるのかということをお尋ねしています。

○酒谷公園緑地課長

用地の確保は必要であると考えておりますので、財源等を含め慎重に検討したいと考えております。

○木村（則）委員

じゃあ、これから検討するという御回答でよろしいんですかね。

○酒谷公園緑地課長

そういうことでございます。

○木村（則）委員

一応、その検討あたりは大変いろいろ難しい問題もあろうかと思いますが、どの辺で一定の回答を導こうと考えていらっしゃるでしょうか。

○酒谷公園緑地課長

今のところ未定でございます。

○木村（則）委員

わかりました。

それと、もう一点、冠山の総合公園、これはちょっと提案でもあるのですが、春先は梅から始まって最後は6月のバラ、ショウブと大変にぎわいを見せております。私は、その秋の集客として、今バラもいづらかございますけれども、ぜひモミジの名所としてこの冠山総合公園に多くの人に足を運んでいただけないのかなと考えています。今、県の東部で言うと、岩国に一、二カ所、いづらかあるのですが、やはり秋になると、多くの皆さんがモミジを求めて出かけていらっしゃるという現状からすると、ぜひこれを検討していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○大樂委員長

木村委員、途中でございますが、所管が若干、経済部に含んでおるのではないかと思います。そうではないですかね。（「観光じゃない」と呼ぶ者あり）観光ではないの。どうぞ。では続行してください。

○木村（則）委員

いかがでしょうか。

○酒谷公園緑地課長

冠山総合公園は、一年中花が楽しめる公園として整備しております。モミジも休憩所の付近に数本は植えられていますが、市内には伊藤公記念公園が、モミジの名所としてございます。また、伊藤公没後100年にも安倍総理によって記念植樹が行われておりますので、そちらの施設での利用をお願いしたいと思います。

○木村（則）委員

これはあくまでも提案ですから、そのとおりでお願いしますと言われても、ちょっと伊藤公はもちろんあります。僕も先だっては冠山を歩いてみたのですが、そんな大きいコストのかかる話でもないのですよ。年次的に、10本ずつでも植えていけば。僕の感覚で言うと、五、六十本から百本ぐらいあつとある。50本でもあればかなり名所に近づけるかなと。少し時間もかかりますよね。

もうちょっと積極的に考えてくださいというお願いをして、これは閉じます。

もう一点ですけれども、街路樹についてお尋ねしたいと思います。きょう写真を持ってきました。これは、国道から千坊台の19号線に入ってすぐのところの街路樹のこのアメリカフウです。これその向こう側には七、八本、もう10mぐらいの高さになったアメリカフウが植えてあります。

これ実は、右側に、こういうふうに民家に隣接しているわけですがけれども、5年前ぐらいにも質問をいたしました。この民家に秋になると大変な葉が落ちて……

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○木村（則）委員

ちょっと前段は省略いたします。

先ほど少しお話をいたしましたとおり、この街路樹が秋になると民家に大量の葉を落とし、なおかつときにたばこの吸い殻等々があつて大変危険だという苦情がございまして、5年前にこの委員会でぜひ切ってくださいというお願いをしたところ、当時は、これも光市の重要な財産だからおいそれでは切れないということで、一度剪定を行っていただきました。

剪定しても何年かすればまた「ひこばえ」がどんどん生えてきますから、実はこれ多分2回目だろうと思います。今度は上のほうから約半分伐採をしたという状況で多分1年たつて、今こんな状態なのですが、これ恐らく同じことを繰り返したら四、五年には1回ずつ同じことを繰り返していくと。毎年、やるよりは、もうこれはいつそのこと、もとから切っていくべきではないかと考えるのですが、いかがでしょうか。

○酒谷公園緑地課長

昨年10月頃に、地元から歩道に落ち葉が大量に落ちているという苦情を受け、歩行者の安全確保のために切らせていただきました。木の切り方ですが、木は上へ上へと伸びていきますので、木の伸長を止めるために、頂上部を切ったもので、今後も適切な管理をしていきたいと考えております。

○木村（則）委員

根本的な街路樹の取り扱いの問題だろうと思います。当然、街路樹が果たす役割というのがあって、景観だとか環境だとか安全だとか言われているわけですが、これはどれにも当てはまらないであろうと、ましてやその周辺に悪影響を与えているということですよ。

私は、前回一般質問の中でも、国道に面した街路樹、スーパーから大変出るのに見通しがきかないからということで、あれはわずか数週間で建設部が対応していただいて、数本切っていただきました。

同じ状況で言うと、これは千坊台の団地の中にある、これも緑道、これも市道なので、ここにも今、昔は2本、ケヤキの木が植えられておりまして、これも極めて隣地に接しておりましたことから、葉が茂って、数回は剪定をしたわけですが、去年か何か、根本的に解決ということで2本撤去されたのですよ。

それと同じ状況がここにはあるはずだと考えるわけです。改めて御回答をお願いします。

○酒谷公園緑地課長

再度現地確認をさせていただき、適正な処理をしたいと考えております。

○木村（則）委員

わかりました。お願いしますね。というか、ここでやるとかやらないとかなかなか言えないのかもしれない。本当、毎回、団地の総会にはこの問題も出てくるし、ここにお住いの方も市長とも直談判をされたようですし、そんなことよりも、以前、やっぱり街路樹の取り扱いとして、一定のルールというのがあろうかと思しますので、その辺をぜひ整理していただきたいと考えます。

○森戸委員

2点ほどお尋ねをいたします。

よく担当者も御存じだと思うのですが、光井3丁目の水路の治水対策の件なのですが、これは今までに国道188に横断の側溝をつくって排水対策も国と連携をしてやってこられたと。しかしながら、それでは不十分だということで、地域の方が御納得をいただけないような状況ではないかと思うのですが、今、現時点での治水対策はどのように、これで十分なのか、もうこれ以上する必要もないのか、その辺のところはどのように考えていらっしゃるのか、お願いをいたします。

○田村道路河川課長

委員仰せのように、国道の横断部につきましては、上流側の洪水量を満足する断面で国土交通省により改修していただいております。これにより現段階では問題は解消されたと考えられますことから、今後は状況を注視していきたいと思っております。

○森戸委員

この件に関しては、話し合いも含めてされていらっしゃるのですか。御納得がいただけるように話し合いは進めていただきたいと思うのですが、その辺のところはいかがですか。

○田村道路河川課長

今月の上旬にも一度お話をさせていただいておりますが、ご理解いただけていない状況でございます。

○森戸委員

納得されない何らかの原因があるのではあると思いますので、引き続きお話をよく聞かれて今後の対応をよろしくお願いをいたします。

それと、最後に1点ほど、これも今まで何度も質問をしてきたことなのですが、市道や農道、公園等で地元管理の草刈りについて、これは地元でも高齢化や担い手不足で作業ができない箇所が出てきています。以前にも一般質問をいたしましたけれども、例えば、市道で勾配がきつい箇所については、地元ではなくて市が維持管理すべきであるという、地元からもそういうふうなお願いが再三再四出てきていたと思います。

1回で住めば、そのケースだけではなくて、市全体で考えても相当ある、相当というか、あるのではないかと思うのですが、抽出をして市がやる範囲、本当に市がやる範囲なのか、地元がやる範囲なのか、地元でできるのかどうか、その辺も含めて抽出をして整理をすべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○田村道路河川課長

市道や農道全て草刈りを実施するというのは困難な状況でございます、今委員仰せのように、のり面のきついところもあると思います。現在では、交通量の多い幹線市道や幹線農道におきまして、市で行っています。現在はそういう状況でございます。

○森戸委員

公助、自助、共助という部分がありますから、その共助の部分、どっちに行くかの引っ張り合いのようなところもございますけれども、例えば、そういうことができなければ、建設でもやっつけていらっしゃると思いますけれども、団体に呼びかけをして、例えばそういう部分をアダプトのプログラム、もしくは草刈りに入ってもらおうとか、そういう取り組みも実際やっつけていらっしゃいますよね。やっつけていらっしゃいますけれども、呼びかけがうまくいっていないというふうに感じておりますので、例えば、その企業とか団体とかの手を借りて草刈り等ができない地域に対して、お手伝いをしてもらうような仕組みをもっと積極的にやるべきではないかと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○田村道路河川課長

そういった仕組みができて、行っていければ非常によいことだと思いますので、勉強してまいります。

○森戸委員

この部分の話は、以前に一般質問をしたのですね。部長も聞いてください。一般質問をして、積極的に呼びかけますっていうふうに言っていらっしゃるのですね、地域づくりで、そういう団体のリストがあって、手を挙げるところ、行政としてはお願いするところの仕組みをもう既にありますから、その辺について呼びかけが弱いのではないかと私は申し上げておりますので、そのことをまた再度やりますと言われても困るのですけどね。その辺のところはいかがですか。

○岡田建設部長

森戸委員さんからは以前、一般質問で御紹介をしていただきました。私のほうから最終的にはそういった企業へのPRの方向、そのあたりを検討していきたいと答弁をさせていただきました。当然企業に対するPRの方向というのがあると思います。こういったタイミングで企業の方と話をするか、少し整理をさせていただいておりますので、御理解をお願いしたらと思います。

○森戸委員

わかりました。了解いたしました。よろしく願いいたします。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

6 経済部関係分

(1) その他（所管事務調査）

○畠堀委員

私のほうから2点ほど。まず初めに、新規事業チャレンジ制度、中小企業等の雇用奨励助成金制度、そしてこれは制度としての募集は終わっておりますけれども、離職者、再就職支援事業の進捗状況についてお知らせをいただきたいと思います。

それとあわせて、本年度実施されました雇用メッセージフェアの総括についてどのようにお考えかお伺いしたいと思います。

○小野商工観光課長

委員からは緊急雇用創出事業の離職者再就職支援事業についてのお問い合わせがございました。この事業につきましては、平成26年度におきましては25名の応募があり、そのうち15名を採用し、研修を開始いたしました。途中で自己都合退職の者2名がございまして、最終的には13名となりました。

事業が完了いたしました平成27年3月31日時点におきましては、13名中13名全員の就職が決定をし、就職率は100%となっております。

○畠堀委員

あわせまして、前段でお伺いしました、いいですか。

○小野商工観光課長

もう一点、「雇用の日」メッセージフェアについてということでございますが、本年度、光市「雇用の日」メッセージフェアにつきましては、5月27日に光市民ホールを会場に今年度新たに附属光中学校の2年生も参加をいたしまして、市内全ての中学校6名の2年生を含む約780名の参加で実施をいたしました。市議会のほうからも委員長を初め多くの議員の皆様にご参加をいただきましたことを、この場をお借りしてお礼を申し上げます。

こうしたフェアを通じまして、子供たちが将来の進路や職業を選択する上で何かしら参考としていただければと願うとともに、光市の子供たちが将来、またやっぱり光市で仕事がしたいなと思っていただけるよう、またこの光市で働けるようにさらなる雇用環境の充実に努めてまいりたいと考えております。

このフェアに関しましては、事業終了後の実行委員会がまだ開催されておられませんことから、現時点で総括的なことを申し上げることはできませんが、今後、開催予定の実行委員会におきまして、本年度の総括と今後の雇用の事業のあり方や方針について協議を行うこととしております。

○畠堀委員

雇用の日の総括についてということで、この総括については実行委員会で改めてということで、雇用の日の意義のような形でお話をいただきました。私自身もまあ中学生が働く意義というものを体感しながら、一番いいのは、やっぱり地元の地場の優良企業というものは中学校の間によく知っておくということが、実際に自分が働く場合になったときの選択肢としてより幅広い観点から選択できるのではないかという意味では、すごく有意義なことではないかという考えでおります。

一応、3年目を迎えて、来年度以降のことをどうするのかということも踏まえての総括になるのではないかと思いますけれども、やはり積み重ねてきたものを継続していくということは、意義があることではないかと思いますし、やはりこういったフェアについては他市でも余りやっておられないということで、他市からも注目を浴びている部分がありますので、ぜひこの分については、引き続きの実施という方向についてもぜひ検討いただきたいなと思いますので、よろしくお願いたします。

それから、冒頭でお伺いしました新規事業チャレンジ制度等の実績について、こちらのほうについては、表彰については出ているのですけれども、応募状況だとか反響を、そのあたりの反響と言いますか、地元企業の皆さんの反応みたいなものがあったらあわせて教えていただけたらと思います。

○小野商工観光課長

まず、チャレンジ支援制度の実績でございます。25年度は4件、26年度は4件の実績でございます。これにつきましては、本制度を活用して開発された商品につきましては、おおむね商品化もされておりますし、販売も開始をされておると聞いております。

そういったことから、地域経済の活性化に一定の事業効果はあらわれているものと考えております。その後の販売状況等については把握しておりませんので、そちらのほうはわかりませんが、今後も我々としましては市内事業者のチャレンジ意欲の高揚を図り、新規事業の開発商品かといった動きを定着させ、地域経済の活性化につながるような支援を行いたいと考えております。

○畠堀委員

25年次が4件ということで、これは応募者の数ではなくて表彰が4件ということで、採用が4件ということでよろしいでしょうか。

○小野商工観光課長

それぞれ採用でございます。

○畠堀委員

応募されたと言いますか、参加されたと言ったほうがいいのですか、そういった企業の状況はどうでしょうか。

○小野商工観光課長

参加された事業の数というのは把握しておりませんが、これは周南サポート事業という地場産センターのほうで行っている事業とリンクしておりまして、こちらのほうでまず応募があって、プレゼンがあって、その中で採用されたものがこのチャレンジ新制度の対象となるということでございます。

○畠堀委員

平成25年、26年、それぞれ4件ということで、決してその低い状況ではないのだらうと思いますし、やはり地場の企業の皆さんが意欲を持ってチャレンジしていくということが、やはり盛り上げていくためには大事なのではないかと思いますので、引き続き、そういった地場の企業の皆さんがチャレンジしやすいような環境整備に向けての対応をお願いしておきたいと思います。

これは、これからお願いというか、要望になるのですけれども、こうして生まれてきた商品化されたものを光としてどのような形で育てていくのか、またいろんなチャンスをそういったものにどういう形で対応していくのかというようなところについても、ぜひこれで終わりではなくて、光市としての育てていくのだというような、寄り添っていくのだというような活動をお願いしたいなと思います。

これ所管は違うのですけれども、福祉保健部の中で、「ねんりんピックおいでませ！」の対応の中でも、地場のいろんな紹介をしていくという話があったわけですが、当然経済部の皆さんとも連携をされているというお話を伺いましたので、そのあたりのところもしっかり経済部として取り組んでおられる活動として、ほかの所管においてもぜひ光としての取り組みということで広げていただけたらいいのではないかなと思いますので、ぜひよろしくお願いします。

もう一点、別件ですけれども、2点目の質問をさせていただきます。平成25年の8月に山口県の労働局が県内19市町の試算ということで、有効求人倍率というものが出されました。光市においては、当時、0.85ということで、いろんな条件を背景にしてそういった数字が出たわけですが、その後の光市の有効求人倍率の状況、現在の状況についてはいかようになっているのか、わかれば教えていただけたらと思います。

○小野商工観光課長

最新の光市における有効求人倍率でございますが、これは平成27年4月のデータで1.24となっております。

○畠堀委員

光市においても、先ほどからいろいろとお尋ねしておりますけれども、雇用の確保に向けての今、取り組み等をなされておりますけれども、非常に当時は1.0を下回っていたということで、今回は1.24ということで改善されてきておりますが、このたびことしの4月に出された数字ということでなかなか分析というところまでいかないかもしれませんけれども、このあたり的大幅改善の背景として何か思い当たるようなところがあれば教えていただけたらと思います。

○小野商工観光課長

この辺は、例えば、最近であれば大型店舗のオープン等、思い当たる動きがあることはありますが、十分に検証を行っておりませんので、ここでそういったものが果たしてどういう関連があったかということを見ることはできませんが、いずれにいたしましても、こうした数値は景気動向等の目安にはなりますが、ある程度の長いスパンで見ていく必要もあろうかと思っておりますので、引き続き推移を注視していきたいと考えております。

○畠堀委員

参考までに26年の4月の数字というのわかりますでしょうか。

○小野商工観光課長

申しわけございません。光市におけるという数字は今こちらに今手元に持っておりません。

○畠堀委員

この数字とは、トレンドだとか今後の動き、今言われたように、1点だけで見るわけにはいかないの、ある程度、追っていかないといけないと思いますので、また引き続き、この辺の数字については、貴重な参考資料として踏まえながら施策に取り組んでいくことが必要じゃないかと思いますので、よろしくお願いします。

○森戸委員

このあいだ有効求人倍率のお話がありましたけれど、企業経営者とかが思っている考え、景況調査ですね。その辺のところは直近でどんな感じなのですか。

○小野商工観光課長

直近の景況調査ということでございますが、私どもは光商工会議所が実施しております景況調査をいつも参考に見ております。現在、直近のものは、平成26年12月時点の景況調査によるものでございますが、それによりますと、小売業、製造業は横ばいでありますが、その他の産業の状況は大きく低下すると見込みということでございました。

ただ、その半年後というのはちょうど今時点ぐらいでございますので、またその最新の調査結果を待ってその辺は確認してみたいとは思っております。

○森戸委員

なるほど、わかりました。この景況調査は四半期ごとでしたっけ。半年ごとでしたっけ。その辺。

○小野商工観光課長

半年ごとに行っています。

○森戸委員

わかりました。今の段階でちょっとわかりませんが、じゃあ同じように、その半年前、もしくは1年前と比べるとどうなのですか。

○小野商工観光課長

ちょっと1年前は今持ち合わせておりません。申しわけございません。

○森戸委員

その辺はちょっと把握をしておいていただけたらと思います。動きがわかりませんので。

それと、大手の携帯電話会社のCMがあったわけなのですけれども、その経済効果及び効果をどのように捉えていらっしゃるのでしょうか。

○小野商工観光課長

CMの経済効果は、端的に数字であらわすということは困難だと思いますが、CM等

で取り上げられた飲食店では予約が必須となるなど影響があったとは聞いておりますし、また、CMで扱われました光駅とか光市役所の玄関先のほうで記念写真を撮影するような姿も何度か見かけることもありましたことから、観光面からは一定の効果があったものではないかなとは推測いたします。

いずれにしても、光市の名をセールスする絶好の機会であったと考えております。

○森戸委員

おっしゃられるとおり、観光面では多少なりともあろうかと思っておりますので、この効果というのはそんなに長く続きませんので、逆に言うともう遅いかなとも思いますけれども、これをいかに活用していくかというのは、企業誘致とか商工観光の部署そのものにかかわっていると思っておりますので、これを活用して何か企業の誘致活動をしたとか、その辺のところはどうなのですか。

○小野商工観光課長

今のところそれを活用して誘致活動ということは行っておりませんが、直接の誘致とは関係はございませんが、市内事業所等におきまして、県外への営業や折衝の際にこういったCMをきっかけに話を進めることができたというお話は若干伺っております。

○森戸委員

わかりました。

ちょっと観点をかえますけど、ソフトパークのあいている区画数は今どのぐらいまだ残っていますかね。もうありませんでしたっけ。

○小野商工観光課長

現在、空き区画、分譲区画といたしましてはF区画とI区画というものが、2区画ほどあいております。

○森戸委員

それに関しては、今年度の誘致活動はどのように考えていらっしゃいますか。

○小野商工観光課長

現在、県の企業立地推進課と連携して、さまざまなメニューを持っていろいろな誘致活動を展開しているところでございます。本年度も引き続きそういった活動を行なっていきたいと思っております。

○森戸委員

だから、具体的なことを聞いているのですよ。さまざまなメニューうんぬんも含めて御説明をいただけますか。

○小野商工観光課長

県の企業推進課と連動しておこなっておる事業でございますが、共通事業といたしましては、情報発信PR推進事業と申しまして、山口県進出企業懇話会の開催というものを東京都大阪でやってまいります。

それから、各市町の企業誘致関連ホームページや県の企業立地ホームページとは相互リンク等を貼っております。

それから、特別事業といたしましては、この分は先ほどと同じような感じにはなるのですが、パンフレットやPRチラシ、企業立地に関するノベルティグッズの配布とか、あと新聞広告等への広報掲載等をやっております。

それから、新規訪問企業開拓事業といたしましては、県のほうで企業誘致アドバイザーという者を1名契約するというのに、これが今年度からの事業ですが、なっております、この企業誘致アドバイザーは主に東京、大阪のほうで活躍すると聞いております。そういったものの活用を行っていくということと。

あと、大阪におきましては、山口企業立地セミナーの開催とか、そういったさまざまな、光市だけでなかなか誘致活動というのは難しい面がございますので、こういったこと等を通じながら、県と一緒に連携をして進めていきたいと思っております。

○森戸委員

年度が変わってもう3カ月になるわけなのですがけれども、今もう既にそういう活動をされたというケースはまだないのですか。今からなのですか。

○小野商工観光課長

ホームページ等はずっと続けているもので、今日まではまだ総会が先日済んだばかりで、これから仕かけていこうと思っております。

○森戸委員

わかりました。せっかくのチャンスだと思いますので、積極的に企業の誘致活動をやっていただきたいと思っております。

それと、プレミアム商品券の現状についてちょっとお尋ねをいたしますが、現状はどんな感じですかね。売れ行きと言いますか、券を買われての、小規模店とか大規模店を含めた使用の頻度とか、その辺のところがわかれば教えていただけたらと思っております。

○小野商工観光課長

5月11日に販売いたしました光プレミアム市内共通商品券につきましては、発売後9日間で完売しております。

今回、参加店数も前回は大幅に上回る197店舗となっておりますし、その辺の売り上げ及び参加店舗の数を見ましても、おおむね今好評をいただいているのではないかなと考えております。これが市内の消費需要の喚起と地域経済の活性化に寄与するものと考えております。

換金状況につきましては、6月17日現在の換金枚数は16万186枚で換金率は42.4%というふうになっています。

○森戸委員

2種類の券を発行したのですが、その辺の状況はいかがですか。例えば、小規模権ではどのくらい使われる、比率がどのくらいになっているのか、その辺がわかれば教えてください。

○小野商工観光課長

このうち、大型店の占有率は61.5%で、昨年最終結果が78.3%でございますから、専用券の効果によって、大型店舗よりは地元小売店での使用割合が上がっているものと推察できると考えます。

○森戸委員

わかりました。最終的にはそういうふうな比率になってくれば一番いいのですが、もうちょっと状況を見てみないとわかりませんが、いい傾向なのかなというふうに思いますので、景況も大体上がってきているような感じがしますので、引き続き注視をしていきたいと思います。

あと、今から観光シーズン、海水浴も含めて観光シーズンを迎えるわけなのですが、観光客へのおもてなしの一環ということで、観光関連施設に公衆無線ランを設置していくべきだと私は思います。

県内では7市で設置をされて、特に萩は突出をしているということでもあります。そういった観光関連の施設に関して、ここの所管の施設であればそういうふうにはできるでしょうけれども、そうでない施設もあると思いますので、そういう積極的な要請を観光の観点から経済部でしていく必要があるのではないかと、私はと思いますが、その辺のお考えがあればお聞かせをいただけたらと思います。

○小野商工観光課長

委員仰せの公衆無線ランにつきましては、観光客、特に外国人観光客の利便性を高めるサービスとして有効であると言われてっていると認識しております。

ただ、光市におきまして、果たしてそういったニーズがあるのかどうかというのを、これまでは余り聞いたことがございません。いわゆるちょっとニーズというものもございますので、一度、観光協会等、もう一度関係者にちょっとお話を聞くなり、調査をしてみたいと思います。

○森戸委員

観光に特化したお話をしたからそういうふうな回答になるのかと思いますけれども、そういうタブレットとか携帯を持っていたら、そういうのはもう必須で、別に外国人だけではなくて、日本人でもこれもう必要なものになっていますので、その辺のところは

もうよく御検討いただきたいなと思いますので、よろしく願いをいたします。

それと、観光協会の部分についてお尋ねをいたしますが、今、観光協会に対して年間1,900万円近い事業費の名目での助成だと思っておりますけれども、それ自体は必要な部分もあると思っておりますが、いかに自主努力をする、そういうふうにしていくことがベストな形だと思っておりますので、観光協会が自主財源の確保に向けた取り組みないしそういう検証自体を商工観光がどのように行っているのか、お考えをお聞かせください。

○小野商工観光課長

自主財源確保の取り組みでございますが、観光協会が自主的にやっているものでもございますけど、平成25年度に、御承知と思っておりますが、冠山総合公園の事務所を移転しました。そこから売店は観光協会の直営というふうにしておりますし、そこで土産物や観光絵葉書、観光名刺、開運イチョウカード等の販売を行っております。

それから、自主事業としてはそのほかにも野外コンサートを行うなど、さまざまな取り組みを行っておりますが、現時点では大きな収益となっていない状況になっております。

○森戸委員

観光協会の移転も我々議会のほうから何人もの議員が質問なり指摘をしてやっとな長い時間がかかって移転をして、それが一つの自主独立の流れに向かうであろうというようなことであったのですが、現実はなかなか厳しいというような状況でありましたので、また引き続き注視をしていきたいなと思います。

それと、話は変わりますが、光市にある市民の森についてお尋ねをいたします。

この市民の森は、森林浴とかレクリエーションの場所として整備をされたと聞いておりますが、現在、その機能で利用されるというようなケースというのはあるのでしょうか。その森に入ったり山に入ったりするケースというのはなかなか少なくなっているのではないかと思います。いかがでしょうか。

○藤井水産林業課長

市民の森の利用についてのお尋ねでございます。市民の森は、昭和52年度に整備以降、現在まで維持管理を行っているところでございます。

最近の利用状況でございますけれども、毎年2月に光市教育委員会の主催により、梅まつりコバルトウォークで途中で市民の森を通るといようなコース設定になっております。

平成26年度は508名の参加がございました。また、室積公民館で昨年11月に同じようにコバルトライン探訪ウォークラリー26が開催されております。公民館から出発し、コバルトラインをずっと1周してまた公民館へ戻ると、約16kmのコースでございます。これも108名の参加があったとお聞きしています。

そのほかに、室積小学校では、遠足行事のコースとして取り組まれているということをお聞きしています。

それから、市の健康増進課のウォーキングマップのほうで、コバルトラインコースとして市民に紹介がされております。

○森戸委員

了解しました。その数なんていうのはふえていっているのですか。活用がよくされていると捉えていいのですかね。

○藤井水産林業課長

数については、イベントが継続的なものとそうでないものがありますから、今現在、把握しておりませんが、所管も違いますので、そのあたりは一度また調査してまいりたいと考えております。

○森戸委員

わかりました。何でこんなのを聞くかということ、来年、山の日が制定されるということで国民の休日になるということでありますので、お尋ねをした次第です。ぜひその休日制定に向けて、親しむイベントなり調査なりを続けていただきたいと思います。

○磯部委員

3月議会において、室積海岸の調査、今年度の海岸の色砂の投入の時期、昨年度の繰り越しされたものと新年度にやる高潮堤防の計画、このあたりはある一定の説明を受けましたが、改めて、その後、やはり事前に地域の住民の方にきちんと説明をしていただきたいと。担当の方もそのあたりのことはしっかりと進めたいという御回答でしたが、改めてそのあたりの御回答をお願いしたいと思います。

○藤井水産林業課長

海岸事業の住民への周知の状況ということでお尋ねでございます。

まず、1万m³の試験養浜のこの調査結果との概要と今年度の事業予定、これは一つは高潮対策工事と今年、再度の試験養浜工事をやるということでございます。

これにつきましては、これまで、地元及び関係者等に一定の説明をしてまいりました。県漁協光支店の運営委員会、それから室積地区におきましては、後松原自治会館で西ノ浜、松原、新開の7自治会の会長を含みます早長百選会、それから、鳥類保護連盟の代表者、浅江、室積の各連合自治会長、虹ヶ浜の連合自治会長、川口、高洲の自治会長、環境審議会の代表者へこれまで説明を行っております。

内容につきましては、その自治会に必要なものと必要がないものがございますが、引き続き、残っております環境関係の団体の代表者と、それから島田川内水面漁協のほうにも個別説明を行っていく予定でございます。

○磯部委員

こういう大きな事業に向けてていねいな御説明をしていただけるということで、その

あたりはしっかりとお願いをしておきたいと思います。

今までなされた中で、何か課題というか、何かそういう御指摘とかそういうのはございましたでしょうか。

○藤井水産林業課長

これまでも一定の説明をしておりますので大きな課題はございませんですけど、例えば、自治会長さんがかわるといったところで、個人的に、いやこういう話は私は知っていなかったとか、そういったお尋ねはございましたが、その辺はその都度フォローするような形でこれまでも対応しております。

○磯部委員

そうですね。自治会長がずっとかわらない地域のほうが少なからうと思いますので、このあたりの御配慮はしっかりとお願いをしておきたいと思います。

そして、申しわけございません。以前、今同僚議員さんの一般質問の中で、遊漁に対する取り締まり、そのことで非常に問題がありまして、早速周知徹底ということで、きょう私、けさこのしおり、カラーバージョンがないときに、私白黒のコピーをいたしまして、よく問い合わせが、住んでいるところは室積なものですから、お問い合わせがありまして、白黒でコピーしてしっかり読んでくださいというふうに御呈示していたのですが、早速部長回答のように、このようなものが自由に配付、とれるようになっておりました。

これを早速私もかばんに入れていろいろ周知をさせていただきたいと思うのですが、そういうものではなくて、以前、古くからそこに住んでいた方が普通に浜に出てとる、採取できる、そういった権利、いわゆる入浜権と申し上げるべきなのではと思うのですが、この入浜権というのは、今存在するのでしょうか。

以前、私、紙で取り交わしたものがあの人のみというようなことも聞いたことがあるんですが、そこは確実な御回答、そのあたりのことを御説明いただけたら嬉しいなと思います。

○藤井水産林業課長

入浜権については、昔そういったことで、誰でもとれるような権利があったというようなこともお聞きしておりますが、本会議でも一般質問で部長答弁しましたように、まず、今は漁業を営む方々の権利が漁業法の中で定められておりますから、通常はそういった入浜権というものはないのではないかと考えております。全国の状況全てを確認したわけではございませんが。

○吉本経済部長

ちょっと補足をさせていただきますけれども、要はその問題になるのは、浜に入る、海に入るといのが問題なのではなくて、いわゆる漁業権を侵すという行為が問題なので、その法律、漁業法という法律に抵触するというところでございます。

ですから、海に入る、浜に入るというのがいけないというわけではございません。

○藤井水産林業課長

それと、補足でございますけど、都道府県、各地先の漁協でいろんな細目が違いますので、水産庁のホームページにも出ておりますけども、そういったことも今後こういった小冊子も置かさせていただきましたが、周知のほうは行政のほうもしっかりやっていけないといけないと感じております。

○磯部委員

昔とやはり環境も随分変わってきましたし、やっぱり法を犯すということは非常に問題がありますので、私たちもあわせて周知のほうはやっていきたいと思うのですが、では、今のところその入浜権というものはないと、ないだろうということで理解をいたしました。これは、以上で結構です。

もう一点、どこの地域もイノシシ対策という問題に関しましては、市のほうも専門的なそういう対策の係もつくっていただきまして、一生懸命頑張っているとは思っておりますが、以前、公民館とか、やはりイノシシの多く出るところの公民館とか、意外とやはり皆さんの出入りが多いところで、非常に危ない、危険だということでしたけれども、この電気柵の補助というものは一定のルールがあります。そういうところで、公民館とか住民の人たちの出入りが非常に多いところに関してのそういう対策は今どのように考えておられるのでしょうか。確認をしておきたいと思えます。

○藤井水産林業課長

公民館施設の対策につきましては、それを管理する所管課がございますので、まずはそちらとの協議も必要かと思えます。で、柵とかいうことになると、それができるかできないかということもございますので、そういったことも踏まえて、協議しながら対応策を検討したいと考えております。

○磯部委員

電気柵でありますと、やはり危険を伴うということで、そういう対応が行政として難しいというふうに私も理解しておりますので、どういう形でそういう御相談があるエリアは、やはりけがをされては困りますので、どのような対応ができるのか、今後しっかりと検討していただきたい、鳥獣対策とあわせてそのあたりも協議をいただきたいというふうに思っております。

○藤井水産林業課長

具体的な対策としては、やはり捕獲隊等と相談をしまして、わな、くくりわなであるとか、そういった箱わなの設置できる場所を選定して検討するのが一つだと思います。

○磯部委員

なかなか今、即答はできないことだと思いますが、やはり公民館あたり、周辺地域の皆さんが集まる場所に対する対応策というものを今後しっかりと協議をしていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。